

別表-1 所掌業務

役名	所掌業務
本部長	<ul style="list-style-type: none"> ○ 現地本部業務を統轄する。 ○ 洪水対策本部長との連絡に関すること。
副本部長	<ul style="list-style-type: none"> ○ 本部長の補佐 ○ 各班長及び本部員の指揮、監督。
本部付	<ul style="list-style-type: none"> ○ 本部長及び副本部長の命を受けて、本部員の指揮、監督。

班名	所掌業務
本部長	<ul style="list-style-type: none"> ○ 班務の総括・運営。
総合策掛	<ul style="list-style-type: none"> ○ 本部の動員体制に関すること。 ○ 洪水対策本部及び関係機関との総合的な連絡調整に関すること。 ○ 各班との連絡調整に関すること。
広報掛	<ul style="list-style-type: none"> ○ 報道機関及び一般住民への広報に関すること。

班名	掛名	所掌業務
庶務班	班長	<ul style="list-style-type: none"> ○ 班務の総括・運営。
	庶務掛	<ul style="list-style-type: none"> ○ 本部設備に関すること。 ○ 仮眠・休憩の設備に関すること。 ○ 食料、湯茶等に関すること。
	厚生掛	<ul style="list-style-type: none"> ○ 職員の健康、安全に関すること。 ○ 救急、医療業務に関すること。
資材調達班	班長	<ul style="list-style-type: none"> ○ 班務の総括・運営
	資材・調達掛	<ul style="list-style-type: none"> ○ 物資の購入、調達、保管に関すること。 ○ 会計に関すること。
情報連絡班	班長	<ul style="list-style-type: none"> ○ 班務の総括・運営
	情報収集掛	<ul style="list-style-type: none"> ○ 本局事務所からの気象・雨量・水位・流量等の情報収集・記録整理に関すること。 ○ 被害状況資料の収集・記録整理に関すること。 ○ 水防活動、緊急復旧工事状況の収集、記録整理に関すること。 ○ その他関係機関からの情報収集、記録整理に関すること。
	連絡掛	<ul style="list-style-type: none"> ○ 本局、事務所及び関係機関との連絡報告に関すること。

班名	掛名	所掌業務
被害調査班	班長	○ 班務の総括, 運営
	観測掛	○ 水位, 流量, 氾濫量観測に関することと。
	被害調査掛	○ 河川施設の被害状況及び氾濫一般被害状況の調査に関すること。
写真・記録班	班長	○ 班務の総括, 運営
	写真・記録掛	○ 水防活動, 被害状況, 緊急復旧工事状況等の写真, ビデオ及び映画等の記録・整理に関すること。
復旧工事班	班長	○ 班務の総括, 運営
	水防指導掛	○ 水防工法の検討及び工法の指導に関すること。 ○ 資器材, 人員の手配等に関すること。
	対策掛	○ 緊急復旧工法, 工程等の検討立案に関すること。 ○ 緊急復旧工事の設計・積算等に関すること。
	工事掛	○ 建設業者等の監督に関すること。

班名	掛名	所掌業務
機械輸送班	班長	○ 班務の総括, 運営
	機械掛	○ 建設機械, 車輛等の確保, 保守に関すること。
	輸送掛	○ 人員・器材等の輸送に関すること。 ○ 災害対策車, ボンプ車, 照明車等に関すること。
電気通信班	班長	○ 班務の総括, 運営
	電気掛	○ 電源及び照明の確保・保守に関すること。
	通信掛	○ 通信回線, 電話, 電送機器等の確保・保守に関すること。 ○ 災害対策車の設置, 保守に関すること。
交通整理班	班長	○ 班務の総括, 運営
	交通整理掛	○ 被災現場の交通整理に関すること。 ○ 関係警察等との連絡に関すること。

(3) 洪水予報業務

旭河宛第25号

昭和52年1月25日

建設省及び気象庁が共同して行なう洪水予報業務についての基本協定

建設省及び気象庁は水防法(昭和24年法律第193号)第10条第2項及び第3項並びに気象業務法(昭和27年法律第165号)第14条の2第2項の規定に基づき共同して洪水予報を実施するため、次のとおり協定する。

殿

1 河川の指定

水防法第10条第3項の規定に基づく河川の指定は、原則として洪水予報を実施しうる程度に観測施設が整備され、かつ、担当官署の予報技術がそなわっている場合に行なうものとする。

2 洪水予報の種類

洪水予報の種類は、洪水注意法及び洪水警報の二種類とする。

5 建設省及び気象庁が共同して行なう洪水予報と気象庁が単独で行なう洪水予報との関連

水防法第10条第1項及び気象業務法第14条の2第1項の規定に基づき気象庁が単独で行なう洪水予報は、原則として河川の水位流量を示して行わないものとする。ただし、二以上の都府県の区域にわたる河川又は流域面積が大きい河川で洪水により国民経済上重大な損害を生ずるおそれがある河川以外の河川についてはこの限りでない。

前項ただし書の規定に基づき気象庁が単独で水位、流量を示して洪水予報を行なうとする場合には、気象庁は、当該河川が河川法第10条の河川に該当するか否かについて建設省と協定するものとする。

4 洪水予報と水防警報との関連

水防法第10条の4の規定に基づき建設省が行なう水防警報は、洪水のおそれのあることを予想して発表するものではなく、洪水予報、気象予報等により又はみずから水位、流量その他河川の状態の判断により水防を行なう必要がある旨を警告して行なう発表とする。

5 洪水予報の作業関係、連絡方法等

双方の担当官署は、洪水予報の共同作業を円滑に行なうことができるようするため、作業場所、連絡方法をあらかじめ協議して定めておくものとする。

6 洪水予報を行なう際の資料の交換

気象庁担当官署は、建設省の担当官署に対して台風並級、予想降雨量、流域内の降雨分布状況、必要地点の降雨量その他必要な気象状況を、建設省の担当官署は、気象庁の担当官署に対し必要地点の降雨量、水位、流量、ダムの放流状況等をそれぞれすみやかに通報するものとする。

前項の必要地点は、双方の担当官署の間であらかじめ協議のうえ指定しておくものとし、降雨量の通報形式は気象庁の担当官署が、水位及び流量の通報形式は建設省の担当官署がそれぞれ対応する担当官署の意見をきき定めたものによるものとする。

建設省及び気象庁が共同して行なう洪水予報業務についての基本協定の締結及覚書の交換について

水防法及び気象業務法の規定に基づいて建設省と気象庁が共同して行なう洪水予報を円滑に実施するため、別紙のとおり建設省河川局長と気象庁官との間で基本協定の締結及び覚書の交換をしたので、今後の洪水予報業務の運用にあたっては、進められないよう期せられたい。

7 洪水予報の作業の実施方法

洪水予報の作業の実施方法については、双方の担当官署の間であらかじめ協議して定めておくものとする。

8 洪水予報の伝達

洪水予報の伝達先、伝達方法等については、双方の担当官署の間であらかじめ協議して定めておくものとする。

9 洪水予報の開始及び終了の時期

洪水予報の共同作業の開始及び終了の時期は、建設省又は気象庁の担当官署の一方から要求があったとき直ちに協議して定めるものとする。

10 洪水予報の発表

洪水予報の発表は、河川名を冠して双方の担当官署が共同各で行なうものとする。

11 洪水予報の標準

洪水注意報及び洪水警報の具体的標準は、双方の担当官署の間であらかじめ協議して定めておくものとする。

12 洪水情報の取扱い

洪水注意報又は洪水警報の前足説明もしくは軽微な修正を内容とする洪水情報は、洪水予報に準じて取扱うものとする。

13 その他

この協定を実施するため必要な事項は、双方の担当官署の間で協議して定めるものとする。

昭和32年1月21日

建設省河川局長

山 本 三 郎

気象庁長官

和 達 清 夫

発 見

建設省河川局長及び気象庁長官は、建設省及び気象庁が共同して行なう洪水予報業務の根本協定について次のとおり了解する。

1 洪水予報の起案

洪水予報文の起案は、主として気象状況により予想を行なう前段階は気象庁の担当官署が、水文状況により予想を行なう後段階は建設省の担当官署が担当することを原則とし、河川の状態その他の現地の状況に応じその担当を定めるものとする。

2 技術面の問題

建設省及び気象庁の担当官署は、洪水予報を円滑に行なうため技術の打合せ等を行なうよう努めるものとする。

3 既存の洪水予報連絡会との関係

既存の洪水予報連絡会のうち、洪水予報の密接協調、実施機関等の性格を有するものは、すみやかに連絡協力機関の性格のものに切り換えるものとする。

昭和32年1月21日

建設省河川局長

山 本 三 郎

気象庁長官

和 達 清 夫

建設省関東地方建設局と気象庁予報部とが共同で行なう利根川

死川洪水予報業務についての実施に関する細目協定

沼津	昭和34年	9月10日	協定
沼津	昭和46年	3月9日	改訂
沼津	昭和51年	2月12日	変更

建設省関東地方建設局及び気象庁予報部は、建設省及び気象庁が共同で行なう洪水予報業務についての基本協定（昭和32年1月21日）及び「覚書」（昭和32年1月21日）に基づき、利根川・荒川の洪水予報業務について次のとおり協定する。

1 洪水予報の作業場所、連絡方法等
 関東地方建設局及び気象庁予報部は、それぞれその管内に作業場所を定める。
 洪水予報の実施については連絡方法は、主として専用有線電話で行ない、必要に応じてそれぞれ関係官を派遣して連絡にあたらせるものとする。

2 洪水予報を行なう際の資料の交換
 基本協定の6により、気象庁予報部から関東地方建設局に通報する降雨量の観測地点及び関東地方建設局から気象庁予報部に通報する降雨量、水位及び流量の観測地点は、それぞれ別表1及び別表2のとおりとし、通報形式は平文とする。

なお、通報を開始する時期は、雨量については共同作業が開始されたとき、水位及び流量については関東地方建設局の定める数値に達したときとし、通報はすみやかに行なうものとする。

3 洪水予報の作業の実施方法
 洪水予報の作業の実施にあたっては、相互に密接な連絡協議を行なうものとする。

4 洪水予報の伝達
 伝達先及び伝達方法は、別表3のとおりとする。

ただし、状況により必要と認められる場合には、他の方法により、相互に協力して迅速な伝達に努めるものとする。

5 洪水予報業務の開始及び終了の時期

(1) 洪水予報の共同作業を開始する時期は、おおむね次の各号の一に該当する場合に、担当官の一方から要求のあったとき、すみやかに協議して定めるものとする。

(2) 局地的な降雨を除き、気象庁予報部の定める雨量観測所の3時間雨量が20mmをこえなお相當の降雨が予想されること。

(3) 水位又は流量の予報に関する基準地点（以下「予報地点」という。）の水位が関東地方建設局の定める通報水位に達し、なお相當の水位の上升が予想されること。

(4) その他、関東地方建設局又は気象庁予報部が必要と認めるとき。

(2) 洪水予報の共同作業を終了する時期は、関東地方建設局が気象庁予報部と協議して定める。

6 洪水予報の基準

洪水注意報は、予報地点の水位が警戒水位をこえるおそれがあるとき、洪水警報は、原則としてすでに警戒水位をこえ重大な災害がおこるおそれがあるとき、洪水情報は、洪水注意報及び洪水警報の補足説明及び軽微な修正を必要とするときを公表するものとする。

7 洪水予報の発表形式

洪水予報の発表は、利根川及び荒川の両川別に行ない、洪水注意報、洪水警報及び洪水情報は、それぞれ洪水ごとに種別別の一連番号を付するものとする。ただし、解除は無番とし、利根川は上流と下流とに分ける。予報文は標題、本文及び解説をもって構成するものとし、標題は別表4のとおりとする。なお、発表者名の順序は起案官を先とする。

8 この協定内容を変更する必要があるが生じた場合は協定で定めてない事項については、必要に応じてそれぞれ一方からの申し入れによりすみやかに協議するものとする。

昭和34年9月10日

建設省関東地方建設局長

堀谷 蕉

気象庁予報部長

長肥 寛

別表第1

気象庁予報部から関東地方建設局に通報する降雨量の観測地点

前武蔵、八郎山、雨見山、赤城山、前峠、野倉山、葛生、鹿沼、日光、今市、宇都宮、鉢子、熊谷、東京

なお、以上の他、要求があったときは、可能な範囲で通報するものとする。

別表第2

関東地方建設局から気象庁予報部に通報する降雨量、水位、流量の観測地点

1 降雨量の観測地点

石巻、小笠野、名栗

2 水位の観測地点

八斗島、栗橋、取手、押付、楢原、足利、石井、川島、鬼怒川水辺、小貝川水辺、河内宿、野田、熊谷、治水橋、岩瀬水門上

3 流量の観測地点

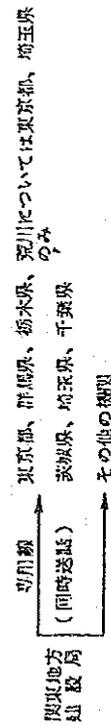
五十里、藤原、相保、関原、二瀬、矢木沢、川俣、下久保

なお、以上の他、要求があったときは、可能な範囲で通報するものとする。

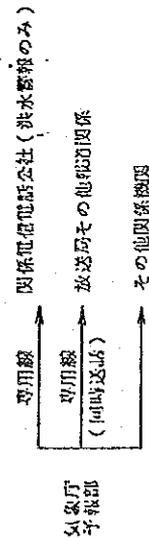
別表第5

洪水予報の伝達先及び伝達方法

1 関東地方建設局



2 気象庁予報部



伝達先及び伝達方法については、共同名にて伝達先へ文書で通じておくものとする。

別表第4

(気象庁予報部が起案する場合)

〇〇川洪水〇〇報〇号

昭和〇〇年〇月〇日〇時〇分

気象庁予報部
建設省関東地方建設局
共同発表

(関東地方建設局が起案する場合)

〇〇川洪水〇〇報第〇号

昭和〇〇年〇月〇日〇時〇分

建設省関東地方建設局
気象庁予報部
共同発表

(洪水予報を解除する場合)

〇〇川洪水注意報解除

昭和〇〇年〇月〇日〇時〇分

建設省関東地方建設局
気象庁予報部
共同発表

利根川・荒川洪水予報実施要領

第1章 総 則

1 関係法規

利根川及び荒川の洪水予報実施に関係する法規は次のとおりである。

- (1) 水防法 (昭和24年 法律第193号)
 - 第10条 2、3
- (2) 気象業務法 (昭和27年 法律第165号)
 - 第14条 2、3、4
 - 第15条 1、2、3、6
- (3) 気象業務法施行令 (昭和27年 政令471号)
 - 第6条 四
- (4) 気象官署予報業務細則 (昭和29年 庁達第10号)
 - 第36条
 - 第37条
- (5) 建設省及び気象庁が共同して行なう洪水予報業務についての基本協定 (昭和32年1月21日)
- (6) 建設省関東地方建設局と気象庁予報部とが共同で行なう利根川、荒川洪水予報業務についての実施に關する細目協定 (昭和34年9月10日)

2 実施区域

洪水予報の実施区域 (以下「実施区域」といふ。)は、昭和30年運輸省、建設省告示第3号のら次のとおりとする。

水系	河川	実施区域	級
利根川	幹川	群馬県伊勢崎市八斗島町	から海まで
		右岸 埼玉県本庄市田中	
	支川 渡良瀬川	左岸 栃木県足利市岩井町巻井	から幹川
		右岸 福島県伊達市	合流点まで
荒川	利根川	左岸 栃木県宇都宮市石井町鬼怒橋	から幹川
		右岸	合流点まで
	支川、小貝川	左岸 茨城県筑波郡会和原村北段	から幹川
		右岸 水海道市洲原町	合流点まで
荒川	派川、江戸川	左岸 利根川分岐点から海まで (旧川を除く。)	
		右岸	
	幹川	埼玉県熊谷市佐谷田大字佐谷田	から海まで
		右岸 大里郡大里村大字宇島	(旧川を除く。)

3 実施機関

洪水予報の実施機関 (以下「実施機関」といふ。)は、建設省関東地方建設局 (以下「建設局」といふ。)及び気象庁予報部 (以下「予報部」といふ。)とする。

4 予報地点

予報地点 (水位又は流量を示して予報する水位観測所をいふ。以下同じ。)は、昭和30年運輸省、建設省告示第3号のら次のとおりとする。

水系	河川	予報地点
利根川	幹川	八斗島、栗盛、取手、押付、横利根
	支川、渡良瀬川	足利
	支川、鬼怒川	石井、川島、鬼怒川水海道
荒川	支川、小貝川	小貝川水海道
	派川、江戸川	西沢、野田
荒川	幹川	佐谷田、古谷本郷、岩淵水門上

1 観測所

洪水予報を行なうために必要なる雨量、水位及び流速の観測所は、別表1のとおりとする。

2 観測通報の方法

各観測所の観測した資料の通報は、建設局の観測所については「高水通報規程」、気象庁の観測所については「水害緊急対策として整備した気象観測並びに水理気象観測についての通報及び予報実施要領」により行なう。

3 観測資料の交換

基本協定の必要地点は、次のとおりとする。

なお、資料交換の通報は平文とする。

- 1) 予報部から建設局に通報する必要地点

(雨量)

前武蔵、八間山、雨見山、赤城山、前橋、桐生山、茶盛、入方ヶ原、日光、大凡、

宇都宮、秩子、熊谷、東京

- 2) 建設局から予報部に通報する必要地点

(雨量)

三株、小波野、名栗

(水位)

八斗島、栗郷、取手、押村、横利根、足利、石井、川島、荒瀬川水遊池、小貝川水海道、西野原、野田、佐谷田、吉谷本紙、岩瀬水門上、

(流速)

五十里、横原、相馬、二瀬、川原、矢木尻、川原、下久保

1 洪水予報の作業場所及び連絡方法

- (1) 洪水予報の作業は、建設局では前川浦、前川管区課課で、予報部では予報部見習いで行なう。
- (2) 洪水予報の発表及び開始、終了に因する連絡は、建設局前川浦、前川管区課課長と予報部洪水予報担当官が行なう。
- (3) (2)以外の洪水予報作業に因する連絡は、建設局では前川管区課課長、予報部では予報部防災係長が行なう。
- (4) (2)及び(3)の連絡は、主として公用有線電話で行なう。
- (5) その他連絡業務に必要が生じた場合は、それぞれ、関係職員を派遣する。

2 洪水予報作業の実施体制

洪水予報の実施にあたっては、建設局及び予報部はその業務が円滑かつ迅速に行なわれるよう十分な体制を確保するため建設局では「関東地方建設局洪水対策本部規程」、予報部では「台風臨時監視要領」等に規定する体制によって業務を遂行する。

3 洪水予報の開始及び終了の時期

- (1) 洪水予報の発向作業を開始する時期は、次の各号の一に該当する場合に協議して定める。
 - イ 台風などの接近により関東地方に相当の降雨が予想される時。
 - ロ 同地方的降雨を除き、予報部の定める前記観測所の3時間雨量が20mmをこえ、なお相当の降雨が予想される時。
 - ハ 水位又は流速の予報に因する特筆地点の水位が建設局の定める通報水位に達し、なお相当の水位の上昇が予想される時。
 - ニ その他必要があると思われる時。
- (2) 洪水予報の発向作業を終了する時期は、災區区域内において洪水の危険が全く去ったものと建設局が認められたとき予報部と協議して定める。

第4章 洪水予報の発表

洪水予報の種類

洪水予報の種類は、洪水注意報及び洪水警報の2種類とする。
なお、必要の場合には、洪水情報を発表する。
洪水情報の取扱は、洪水予報に準じて行なうものとする。

2 洪水予報の基準

- (1) 洪水注意報は、予報地点のいずれかの1地点の水位が警報水位をこえる洪水となること
が予想されるとき発表する。
- (2) 洪水警報は、原則として予報地点のいずれかの1地点の水位がすでに警報水位をこえ、
かつ計測高水位程度もしくは計測高水位をこえる洪水となることが予想されるとき、又は
破壊等の重大な災害がおこるおそれのあるとき発表するものとする。ただし、予報地点の
水位が警報水位に達しない場合であっても状況により計測高水位をこえる洪水となること
が明らかに予想されるときは、洪水警報を発表することができ。
- (3) 洪水情報は、洪水注意報及び洪水警報の内容を修正する必要が生じた場合であって、洪
水注意報及び洪水警報として更新する程度のものでないとき認められるとき、又は洪水注意
報及び洪水警報として発表する程度のものでない場合で、その出水の現状を知らせる必要
があるとき発表する。

3 洪水予報の更新

洪水注意報又は洪水警報は、洪水の状況に応じて逐次更新するものとし、更新の内容は次
のものがあ。

- (1) 洪水注意報から新たな洪水注意報に更新される場合
 - (2) 洪水注意報から洪水警報に更新する場合
 - (3) 洪水警報から新たな洪水警報に更新される場合
 - (4) 洪水警報から洪水注意報に更新する場合
- (1)から(4)までに掲げる各場合にあって、洪水の状況に応じてその内容の全部または一部を
更新することができるものとする。

4 解除

- (1) 洪水注意報は、洪水による危険が去ったものと認められるときすみやかに解除する。
- (2) 洪水警報は、いったん洪水注意報に更新してから解除することを原則とする。
- (3) 洪水注意報又は洪水警報は、災後区域を分別して解除することができる。

5 予報文の起案

- (1) 洪水予報の発表文（以下「予報文」という。）の起案は、利根川及び荒川の河川が湖で行
なう。
 - (2) 予報文の起案は、洪水の状況に応じて逐次行なうものとするが通常3時間乃至5時間ご
とに行なうものとする。
 - (3) 予報文は、水防団員及び沿岸住民が理解し得る用語を用い、誤解しやすい言葉あるいは
特別な専門用語は使用してはならない。
 - (4) 予報文の一例は、別表4のとおりである。
 - (5) 予報文の起案は、気象状況から予想を行なう前段階は、予報部が、水文状況から予想を
行なう後段階は建設局が担当することとし、起案の交代は円滑に行なわれるよう心がけな
ければならない。
- 起案の交代は、建設局河川管理課長と予報部洪水予報担当官が相互に確認のうえ、行な
うものとする。

6 洪水予報の発表形式

- (1) 予報文は、標題、本文及び解説をもって構成する。
- (2) 予報文の標題は、湖川名、洪水予報の種類、番号（洪水ごとに洪水注意報、洪水警報及
び洪水情報のそれぞれについて一連番号とし、解除については番号を用いない。）発表時
期及び発表施設名（発表施設名の順序は起案番号を先きとする。）を示すものとする。
- (3) 予報文の本文は、予想される洪水の規模について略率的に短文をもって示すものとする。
- (4) 予報文の解説は、予報地点について予想される水位又は流況及びその生起時刻を示すと
ともに、当該出水に応じた状況又は注意すべき事項等について説明を加えるものとする。
- (5) 予報文に示す時刻は、24時間制を用いる。

7 予報文案の決裁

- (1) 予報文案を起草したときは、建設局及び予報部において、それぞれ並行してすみやかに決裁をすものとする。
- (2) 予報文案の決裁をなすべき者は、次の表のとおりである。

予報部 担当官	洪水警報	洪水注意報	洪水情報
建設局	局長 (河川管理課長代行可)	河川部長 (河川管理課長代行可)	河川部長 (河川管理課長代行可)
予報部	予報課長	主任予報官又は予報官	主任予報官又は予報官

第5章 洪水予報の伝達

1 洪水予報の伝達先

- (1) 水防法及び気象業務法に規定された洪水予報の伝達先の分担は、次の表のとおりである。

伝達担当官署	河川	伝達先
建設局	利根川	茨城県、群馬県、栃木県、茨城県
	荒川	埼玉県、千葉県
予報部	利根川	東京都、埼玉県
	及び荒川	関係通信電話公社(洪水警報のみ) 放送局その他報道機関 関係防災機関

- (2) 第4条(3)Cより実施区域を相対して洪水予報を削除するときは、次のように取り扱う。

- イ 当該実施区域に關係する伝達先には解除の旨を伝達し、その後洪水予報の伝達は行わない。
- ロ その他の伝達先には当該実施区域の解除した旨を洪水注意報、洪水警報の更新、又は洪水情報で知らせる。

2 通知の方法

- (1) 洪水予報の伝達系統は、別表5のとおりである。
- (2) 建設局及び予報部は、洪水予報の伝達の通知責任者を定め、(1)の伝達先にあらかじめ通知しておくとともに伝達先における受信責任者を定めておくようにするものとする。
- (3) (1)の通知および受信責任者は別表6のとおりである。

3 洪水予報連絡会

- (1) (1)の伝達先以外の水防関係機関への伝達は、「利根川、荒川洪水予報連絡会」の協力を求めて実施する。
- (2) (1)の伝達系統及び通達方法は、「利根川、荒川洪水予報連絡会」の定めたものによる。

利根川・荒川洪水予報文

標 題	利根川 洪水 注意報 解除 (第一号)				確 認	受信責任者印 (確認時刻 時 分)			
昭和 年 月 日 時 分					建設省関東地方建設局 共同発表 気象庁予報部				
区分	番号	本			番号	文			
主 文	1	利根川本川の〔八斗島・栗崎・取手・押付・横利根〕			7	では警戒水位〔に達するを越える〕出水となります。			
	2	渡良瀬川の 足利			8	では〔警戒水位を大幅に超える計画高水位に達する〕大出水となります。			
	3	鬼 怒 川の〔石井・川島・鬼怒川水海道〕							
	4	小 貝 川の 小貝川水海道			9	の〔洪水注意報〕を〔洪水注意報〕に切替えます。			
	5	江 戸 川の〔西関宿・野田〕							
	6	荒 川 の〔熊谷・岩水橋・岩淵水門(上)〕			10	の洪水注意報を解除します。			
現 況	12	〔低気圧 吉風第 号 別線〕の〔通過 接近 活動 停滞〕により 〔 日 時 〕頃から〔降り始めた 降り続けている〕							
	13	川流域に降り続けている							
	14	〔降雨 大雨〕は 〔 日 時 現在 〕までに 〔流域 附近 多い所〕で mmに 達しました。 達する見込みです。							
	15	まだ 〔どこにより 〕では 1時間に mmの 〔強い 弱い〕雨が降っており、この雨は 〔一層強くなる 当分この状態が続く 次第に弱まる〕でしょう。							
	16	降雨は〔小降りになり〕ました。							
	17	〔このため 〕〔利根川本川・荒川 渡良瀬川・鬼怒川 小貝川・江戸川〕の水位は 〔 日 時 現在 〕〔八斗島で m・栗崎で m・取手で m・押付で m・横利根で m〕となり、							
文	18	〔刻々 〕〔上 〕〔急激に 〕〔次第に 〕〔減水 〕し							
	19	〔 〕では〔まもなく 〕〔すでに 〕最高水位に〔なる見込みです。 〕〔なりました。 〕							
	20								
	21	警戒水位〔に達するを越える〕ものと思われるので〔 〕〔各地とも 〕十分注意して下さい。							
注 意 文	22	すでに〔 〕〔各地で 〕〔警戒水位 〕〔計画高水位 〕〔を越えて 〕〔を大幅に超えて 〕〔に迫って 〕おりますので〔十分 〕〔引き続き 〕な警戒が必要です。							
	23	まだ当分の間〔 〕〔各地とも 〕〔警戒水位程度 〕〔警戒水位以上 〕〔計画高水位程度 〕の高い水位が続く見込みですから厳重な警戒が必要です。							
	24	このため〔利根川本川・荒川 渡良瀬川・鬼怒川 小貝川・江戸川〕の水位は〔 〕〔全 〕〔上流はすでに 〕〔最高水位を下さり 〕〔警戒水位を下さり 〕〔減水 〕〔逐次下流の水位も下降する 〕もの							
	25	と思われるので〔警 〕〔注意報 〕を〔解除 〕します。							
予 想 文	26	なお、〔 日 〕〔 時 〕から〔 日 〕〔 時 〕までの平均雨量は〔利根川 荒 〕流域の平野部で mm、山間部で mm 見込みです。							
	27	このため〔利根川本川・荒川 渡良瀬川・鬼怒川 小貝川・江戸川〕の〔水位は 〕〔 日 〕〔 時 頃 〕〔八斗島で m・栗崎で m・取手で m・押付で m・横利根で m〕と予想されます。							
	28								
特 記	29								
回 覧	所 風・受信者名								
	時 分	時 分	時 分	時 分	時 分	時 分	時 分	時 分	

(注) I 記入要項 番号および I 内の記号語を○で囲む。
II の部分は名称、地名、数字を入れる。
II 通過要項 気象庁は毎日の 9 時に発表し、水に達しては、必ずくり返して、2 時迄はむく。

受信	相手方	連絡者名	開始時刻	完了時刻	通信方法	記事	受信者名
			時 分	時 分			

送信	相手方	連絡者名	開始時刻	完了時刻	通信方法	記事	送信者名
			時 分	時 分			
			時 分	時 分			
			時 分	時 分			
			時 分	時 分			
			時 分	時 分			
			時 分	時 分			
			時 分	時 分			
			時 分	時 分			
			時 分	時 分			
			時 分	時 分			
			時 分	時 分			
			時 分	時 分			
			時 分	時 分			
		時 分	時 分				

記事	
----	--

(注) 伝達の際には、時刻を確かめ合ってください。
 伝達が遅れた場合には、記事欄に理由をお書き下さい。

伝 達 演 習 記 録

送信記事 (演習時現在)	通信方法	宛先数	全所要時間	通信器数	従事者数	摘 要				
	加入電話									
	加入電話(同時送話)									
	専用有線									
	専用有線(同時送話)									
	専用無線									
	専用無線(同時送話)									
	FAX									
	FAX(一斉)									

(注) 太枠線内は必ず記入のこと。
 伝達の際には、時刻を確かめ合ってください。
 伝達が遅れた場合には、記事欄に理由をお書き下さい。
 摘要欄は、整理に用いますので、何も書かないで下さい。

(4) 渇水対策業務

○関東地方建設局渇水対策要領

(昭和53年6月)

(目的)

第1条 関東地方建設局渇水対策要領は、渇水に際し、関東地方建設局の組織及び実施すべき措置を定め、気象及び水象状況、水質状況、排水の量と質を把握し、渇水予報、渇水調整案の作成を実施するとともに、適切な渇水対策を円滑に行うことを目的とする。

(適用範囲)

第2条 関東地方建設局の渇水対策業務は別に定めるもののほか、この要領に定めるところによる。

(渇水対策業務の順位)

第3条 渇水対策に関する業務は、渇水の状況に応じた組織の編成を行うとともに、この業務を優先して行うものとする。

(本部及び支部の設置)

第4条 渇水時における関東地方建設局の業務を迅速かつ適確に実施するため、関東地方建設局長は、必要があると認められた場合に、関東地方建設局に関東地方建設局渇水対策本部を置き、関係する事務所に支部を置くことができる。

(本部の組織)

- 第5条 本部は、本部長、副本部長、本部分、班長及び本部員をもって組織する。
- 2 本部長は関東地方建設局長をもって、本部の業務を掌理する。
- 3 副本部長は河川部長を、本部長を補佐し、その命をうけ班長及び本部員を指揮監督するとともに、本部長が不在のときは、その業務を代行する。
- 4 本部分は、河川調査官を、本部長及び副本部長の命を受け、班長及び本部員を指揮監督し、渇水対策の起案その他の業務を処理する。
- 5 班長は本局に勤務する職員の中から本部長が指定する者をもって、班の渇水対策業務を行う。
- 6 本部員は本局に勤務する職員の中から本部長が指定する者をもって、第7条に定める班に所属し、本部の業務に従事する。

(支部の組織)

- 第6条 支部は支部長、副支部長、班長及び支部員をもって組織する。
- 2 支部長は当該事務所長をもって、支部の業務を掌理する。
- 3 副支部長は、事務所の副所長又は課長の中から支部長が指定する者を、支部長を補佐し、その命を受け支部員を指揮監督するとともに、支部長が不在のときはその業務を代行する。
- 4 班長は事務所に勤務する職員の中から支部長が指定する者をもって、班の渇水対策業務を行う。
- 5 支部員は事務所に勤務する職員の中から支部長が指定する者をもって、第7条に定める班に所属し、支部の業務に従事する。
- 6 第1項に定めるほか必要と認められる組織を支部長が別に定めることができる。

支部を設置する事務所

- 利根川上流工事事務所
- 利根川下流工事事務所
- 江戸川工事事務所
- 荒川工事事務所
- 利根川工事事務所
- 下総工事事務所
- 利根川ダム統合管理事務所
- 鬼怒川ダム統合管理事務所
- 碓氷川工事事務所
- 京浜工事事務所
- 二河ダム管理所
- 荒川上流工事事務所

(班の編成等)

第7条 本部及び支部には必要な班を置く。
2 各班の名称、所掌業務、細部の編成その他は、本部にあつては本部長が、支部にあつては支部長が別に定める渇水対策体制編成表による。

3 第5条第5項及び第6項並びに前条第3項から第5項までの規定に基づく職員の指定は前項に規定する渇水対策体制編成表の制定により行う。
(渇水対策業務)

第8条 本部及び支部は次に掲げる業務を行う。ただし、支部における第9号及び第10号の業務は、本部長の承認を得て行うことができる。

- 一 気象、水象状況の把握
- 二 水質状況の把握
- 三 流況予報、水質予報
- 四 各利水者の取水制限の把握
- 五 排水実態の把握
- 六 各利水者の水需調整の把握
- 七 被害実態の把握
- 八 ダム等河川管理施設の操作運用に関すること
- 九 渇水調整に関する協議会等の開催
- 十 各報道機関への広報活動
- 十一 関係部局、水資源開発公団との情報連絡
- 十二 その他渇水対策のために必要な業務

(渇水対策資料)

第9条 本部長及び支部長となる者は前条に規定する業務を行うため、必要な資料を整備しておかなければならない。

(報告)

第10条 本部長は次の各号の一に該当するときは、建設本省に報告しなければならない。

- 一 渇水対策本部が設置されたとき
- 二 渇水対策本部が解散されたとき

(指示及び情報の伝達)

第11条 本部長は関係支部に対し渇水対策上必要な指示を行うとともに、管内の渇水状況等必要な情報の伝達を行う。

(支部長の報告)

第12条 支部長は次の各号の一に該当するときは、本部長に報告しなければならない。

- 一 ダムの貯水量が著しく減少するおそれのあるとき
- 二 各利水者の取水に支障が生じ被害が出はじめたとき
- 三 その他渇水対策上重要な情報を入手したとき

(本部及び支部の解散)

第13条 渇水対策本部及び支部は渇水のおそれなくなつたと本部長が認めるとき解散するものとする。

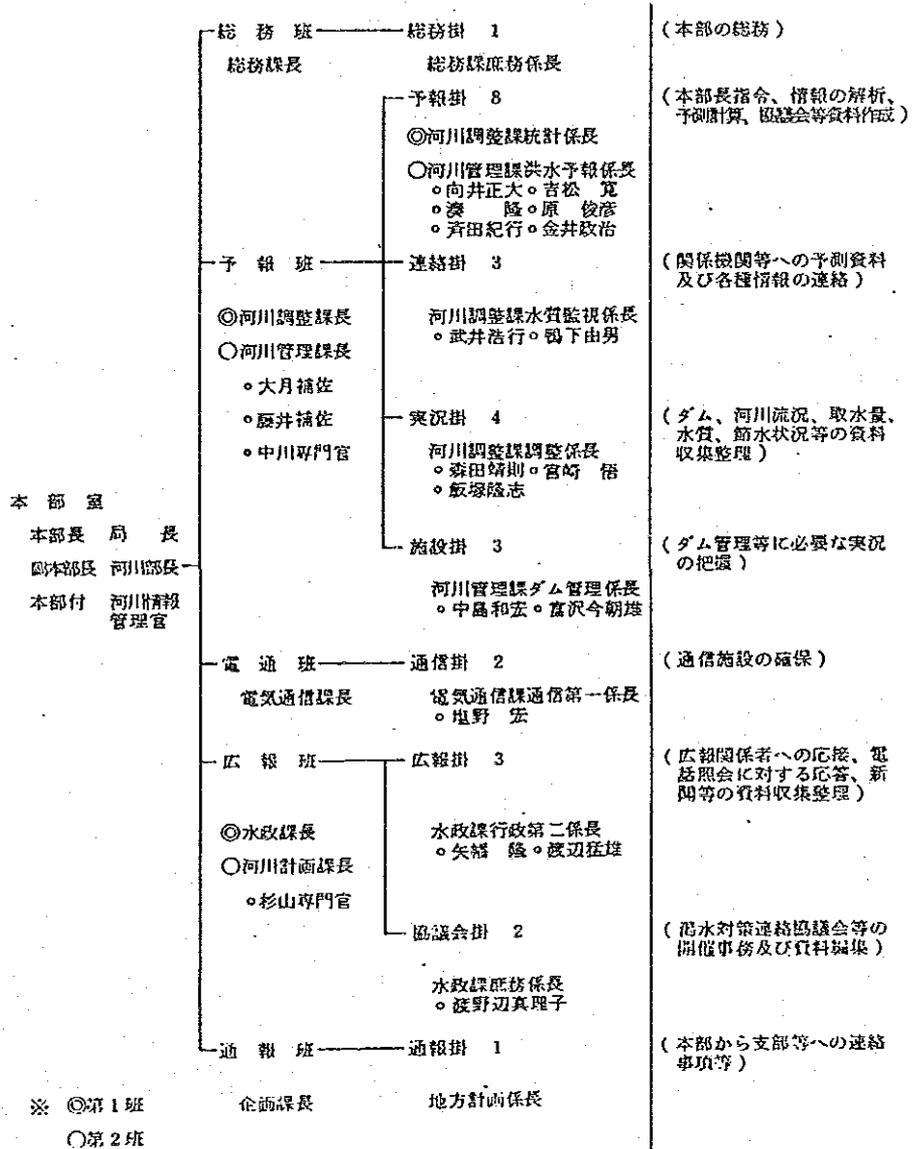
(特例)

第14条 渇水対策に関する業務の処理について、この要領によりがたいときは、関東地方建設局長の承認を得て特例を設けることができる。

附則

この要領は、昭和53年6月22日から適用する。

洪水対策編成表



(5) 水質管理業務

① 関東地方建設局河川水質管理暫定要綱

(目 的)

第 1 条 この要綱は、河川法第 29 条、河川法第 6 条の 6 に基づき、河川等の水質汚濁に対処するため、関東地方建設局の組織及び実施すべき措置を定めたものである。

(用語の定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ該各号に定めるところによる。

- 一 汚染地点 河川の流水（水質）管理上重要な地点、又は水質環境基準地点で、かつ、流量（水位）資料が得られる地点をいう。
- 二 一般地点 基準地点に準ずる地点で、流域の汚濁状況が良くは握で、かつ、流量（水位）観測の可能な地点をいう。
- 三 異常な濁水 過去の濁水流量（水位）、ダムの貯水量、水利用の状況等を勘案し、ある地点の流量を指標として定められた濁水現象をいう。
- 四 水質管理基準値 水質環境基準で適用されている健康項目、生活環境項目の基準値と現況水質、利水状況等を勘案して定める値、及び特殊項目（窒素・磷・塩分等）について利水状況等を勘案して定める値をいう。
- 五 緊急時 異常な濁水等により、河川の汚濁が著しく進行して、河川管理に重大な支障を及ぼす恐れがあると認められる場合をいう。
- 六 水質警報 異常な濁水等により基準地点の水質が基準値より悪化し、長期間に渡りこの状態が持続しそうな場合、又は事故による汚水の流入、その他の突発的な事象が発生した場合における警報発令をいう。
- 七 水質情報 水質がかなり悪化すると予想される場合、又は水質警報を発令する前にあらかじめ情報を流した方がよいと判断した場合に流す情報をいう。
- 八 排水規制 緊急時において河川管理者等が汚水を排出する者に対して排水量の規制を要請することをいう。

九 関東地方水質汚濁対策協議会 河川等の水質汚濁に対処するため、関東地方建設局と東京都・千葉県・神奈川県・埼玉県・群馬県・栃木県・茨城県・山梨県・川崎市・横浜市及び水資源公園等の関係機関をもって構成している協議会（以下「関水対協」という。）

(対策業務)

第 3 条 本局においては、次の各号に掲げる業務を行うものとする。

- 一 河川等の水質汚濁対策業務の総括に關すること。
 - 二 河川等の水質汚濁緊急時の対策業務の総括に關すること。
 - 三 その他局長が定める業務に關すること。
2. 事務所においては、次の各号に掲げる業務を行うものとする。
- 一 河川等の水質汚濁緊急時の対策業務に關すること。
 - 二 河川等の水質汚濁緊急時の対策業務に關すること。
 - 三 本局が指示する業務に關すること。
 - 四 その他事務所長が定める業務に關すること。

(対策計画)

第 4 条 局長及び事務所長は、前 3 条に規定する業務を行うため、河川等水質管理計画（常時・緊急時）を定めるものとする。

2 河川等水質汚濁緊急時管理計画は、次の各号に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 水質の常時管理体制に關すること。
 - 二 汚濁源の状況に關すること。
 - 三 その他必要と認めること。
- 3 緊急時管理計画は、次の各号に掲げる事項について定めるものとする。
- 一 緊急時の体制に關すること。
 - 二 水質警報、水質情報の発令及び排水規制に關すること。
 - 三 その他必要と認めること。

4 事務所長は、第 2 項及び第 3 項の計画を作成し、又は変更しようとするときは、局長の承認を受けなければならない。

2 異常な水質等が生じた場合には、関水対協の異常水質汚濁通報系統等を通して関係行政機関等に通報するとともに、流域主要汚濁地域の住民に対し、周知徹底するものとする。

3 異常な濁水及び緊急時においては、必要な密度で採水分析等を行うと共に、汚濁の現象に応じ適切な措置をとるものとする。
(指示及び報告)

第9条 局長は、次の各号の一に該当する場合には当該事務所長にとるべき処置を指示するものとする。

- 一 事務所からの報告等により管内における異常な水質汚濁状況を認められた場合。
 - 二 その他、局長が必要と認めた場合。
- 2 事務所長は、次の各号の一に該当する場合は局長に報告するものとする。
- 一 異常な濁水が生じ、この状態が持続しそうな場合。
 - 二 基準地点の水質が水質管理基準値より悪化した場合。
 - 三 管内における水質汚濁による被害が発生した場合。
 - 四 水質警報、水質情報発令及び排水規制の要請又は解除をした場合。
 - 五 毎月月の河川水質調査(定期採水分析)の分析値を得たとき。
 - 六 当年度の水質汚濁に関する年報を作成したとき。
 - 七 その他、事務所長が必要と認めた場合。

(特別)
第10条 この要綱によりけりなものは、局長の承認を得て事務所長が別に定めることができるものとする。

2 夜間、休日等の突発的な事故により本要綱によりけりなときは、事務所長は臨機の措置をとることができるものとする。

(関係都県との相互協力)

第11条 この要綱の実施にあつては、関係都県等との連絡を緊密にし、運用の適正化を図るものとする。

附 則
この要綱は、昭和50年1月20日から施行する。

(河川等水質常時管理)
第5条 河川等の水質常時管理は、基準地点、一般地点の水質(底質を含む。)測定について、測定回数、測定項目、分析機関等を定めるものとする。

2 前項の水質測定は、クロスチェック体制を含むものとする。
3 水質自動監視計については、個所、観測体制、保守管理体制等を定めるものとする。

4 河川巡視員等は、水質常時管理のために基準地点、一般地点及び主要な汚濁源のある河川区域等の所管区域の河川水質監視を行うものとする。

(河川等水質異常時管理)
第6条 河川等の水質異常時管理は、第7条に規定する緊急時において、第8条に規定する緊急時の措置を実施するものとする。

(緊急時の要件)
第7条 緊急時の体制は、次の各号の一に該当する場合、局長又は事務所長がこれを指令するものとする。

- 一 異常な濁水等により、水質が管理基準値より悪化し、今後長期間に渡ってこの状態が持続しそうな場合。
- 二 事故による汚水の流入、その他突発的な事態が発生した場合。
- 三 河川の汚濁が進行し、上水道の原水として利用することが不可能となる場合。
- 四 アン、クロムその他の劇毒による汚染により上水道水源が汚染され、人の健康の保持に影響が生ずる恐れがある場合。
- 五 魚類等の異常死があった場合又は魚類等が急激に生息できなくなる恐れがある場合。
- 六 その他、人の健康及び環境の保全に重大な支障があった場合。

(緊急時の措置)

第8条 異常な事態が生じた場合、当該河川の水質、水利用及び開発の状況を勘案し、特に上水道原水及び魚族の生息を重視しつつ河川の特長に応じて汚水の排出者に対し排水規制の措置を定めるものとする。

この場合、河川ごとに設けた関水対協の部会等で、汚濁の進行状況に応じて、段階的に減すべき量を定めておく等、あらかじめ適切な措置を講じておくものとする。

㊦ 異常水質汚濁通報連絡要領

(昭和45年12月1日)

第1 目的

この要領は流水水質に異常事態が発生したとき、または発生する恐れがあるときすみやかにその状況を関係各機関に通報連絡するとともに、必要に応じ、報道機関等を通じて一般への周知を図り人体に危害がおよぶのを未然に防止することを目的とする。

第2 水質異常の定義

この要領において流水水質の異常事態とは、次のような場合をいう。

- (1) 河川の流水がシアン、カドミウム等人の健康に著しく有害な物質によって汚濁され、水質の汚濁の程度が環境基準に定められた数値を上まわっているとき
- (2) 魚類が浮上、へい死するなどの事態が発生したとき
- (3) 有機物等により流水水質の汚濁が著しいとき
- (4) その他水質が著しく変化したとき、並に排水に支障をおよぼす恐れがあるとき

第3 通報の内容

河川の流水水質に異常が発生したとき通報する内容は、次の事項とする。

- (1) 水質汚濁の発生地点
- (2) 水質汚濁の発生時刻
- (3) 水質汚濁の状況
- (4) 河川の状態(流況、流速等)、その他

第4 通報の義務

関係各機関が流水水質の異常事態を発見し、または異常事態に際する情報を入手し、かつ、本川に重大な影響を及ぼすと判断されるときはすみやかに通報連絡センターに通報するものとする。

第5 通報連絡組織の構成

通報連絡組織は、別表に掲げる関係機関をもって構成する。

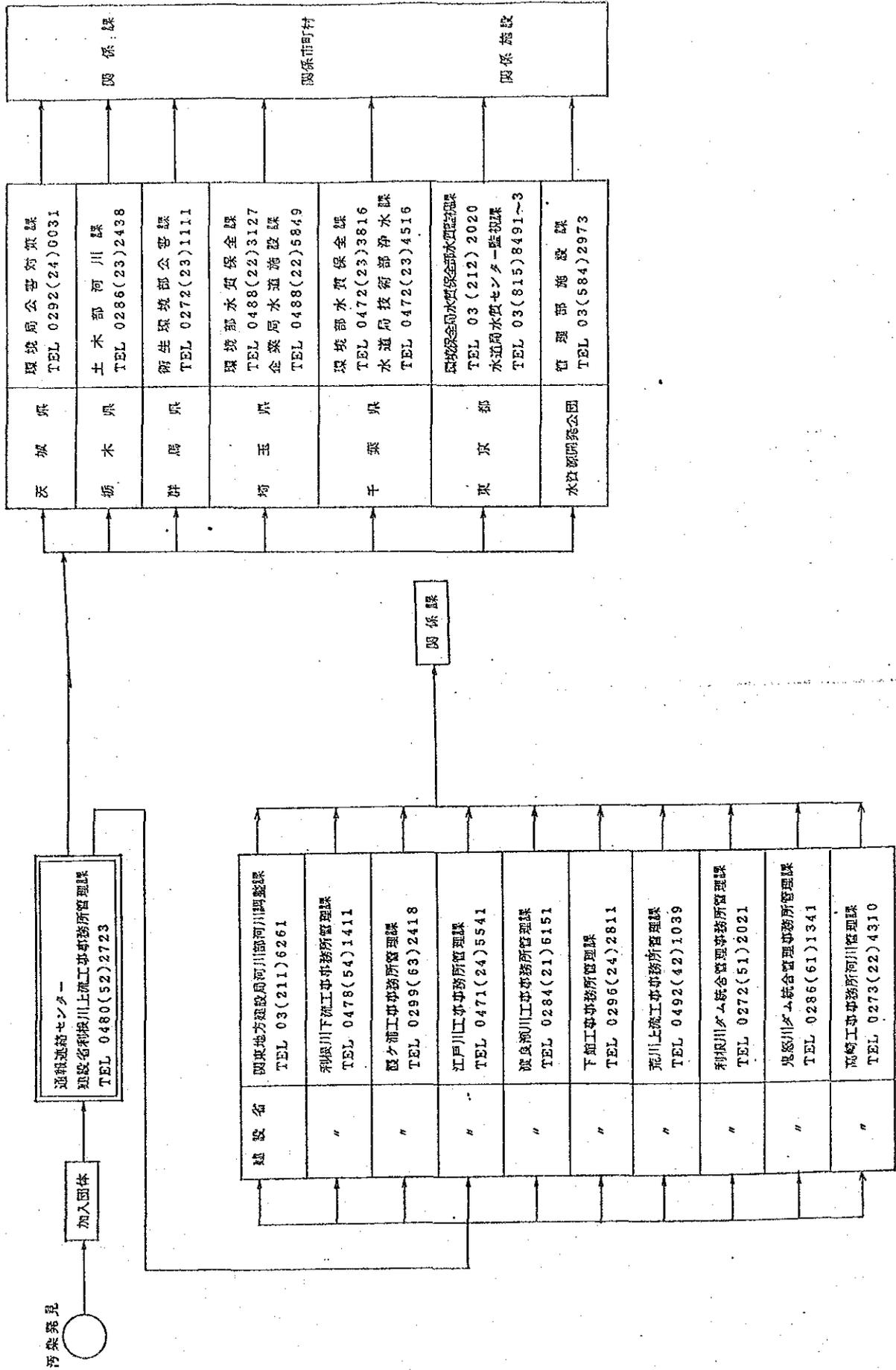
第6 通報伝達系統及び通報連絡

異常事態が発生したとき通報連絡センターは別図に示す通報伝達系統図により、日本電信電話公社川線、または速報専用回線等を利用してすみやかに通報連絡を行なうものとする。

第7 事務

通報連絡組織の事務局は、別紙の通報連絡センターにおく。

利根川上流通報連絡系統図



利根川上流通報連絡組織一覽表

通 報 注 録 セ ン タ ー	機 関	部 局 課
利根川上流通報連絡センター 建設省利根川上流工事事務所 管理課 TEL 0480(32)2723	茨 城 県	環境局公害対策課
		土木部河川課
課 長 横尾義男 (夜間)TEL 0484(81)6168	栃 木 県	土木部河川課
		衛生環境部公害課
専門職 田中 清 (夜間)TEL 0285(45)1069	群 馬 県	衛生環境部公害課
		土木部河川課
管理第一係長 飯野忠男 (夜間)TEL 0489(66)1471	埼 玉 県	環境部水質保全課
		土木部河川課
管理第二係長 水村良光 (夜間)TEL 0492(32)0786	埼 玉 県	土木部河川課
		企業局水道施設課
維持係長 大沢正雄 (夜間)TEL 0480(72)3944	千 葉 県	環境部水質保全課
		土木部河川課
	千 葉 県	水道局技術部浄水課
		水道局北総浄水場
	千 葉 県	水道局栗山浄水場

氏 名	勤務中(昼間)	夜間又は休日(自宅)	建設省マイクロ
課 長 立原 昭 男	0292(24)0031	0292(25)2734 0292(51)9875	
課 長 小野 悟史 史	0292(25)0308	0292(54)2745 0298(67)2389	83-5901
課 長 菅 野 文 司 勉	0286(23)2435 0286(23)2438	0286(45)5650 0286(82)5035	83-5902
課 長 川田 賢 吾	0286(23)3190 0286(23)3193	0286(22)6771 0286(25)0384	
課 長 柏倉 康 光 夫	0272(23)1111	0272(53)5011 0273(81)1864	
課 長 大木 成 明 信 敏	0272(23)1111	0274(62)1784 0273(25)5077 0272(69)6247	83-5903
課 長 井筒 登 雄 一郎	0488(22)3127	0492(24)3292 0480(92)2160 03(850)0354	
課 長 星 畑 園 松 英 吉	0488(22)5932	03(704)1099 0485(91)3403 0488(63)4296	83-5904
課 長 中山 琢 太郎 賢 夫	0488(22)5849	0487(72)3852 0492(24)4356 0485(21)6482	
課 長 越川 勝 男 中 勉	0472(23)3820 0472(23)3816	04755(4)3146 0472(91)5852 0439(87)8650	
課 長 池田 達 哉 水	0472(23)3159 0472(23)3179	0476(27)2690 0476(28)6336	83-5905
水質係長 庄 司 明	0472(23)4516	0436(22)3265	
水質係長 關 聖 哲	04769(7)1271	0475(34)3567	
水質係長 植 草 廣	0473(63)4195	0475(25)1788	

通 報 述 給 セ ン タ ー	機 関	部 局 課
	東 京 都	環境保全部 水質保全部 水質監視課
		建設局 河川部 防災課
		水道局 水質センター 監視課
	水質研習院	管 理 部 施 設 課
	建 設 省	関東地方建設局 河川部 河川調整課
		利根川下流工事事務所 管理課
		霞ヶ浦工事事務所 管理課
		江戸川工事事務所 管理課
		渡良瀬川工事事務所 管理課
		下知工事事務所 管理課
		荒川上流工事事務所 管理課
		利根川ダム統合管理事務所 管理課
		鬼怒川ダム統合管理事務所 管理課
		高崎工事事務所 河川管理課

氏 名	勤務中(経団)	花間又は休日(自宅)	知設省マイクロ
課 長 矢 部 植 昭	03(212)2020	0423(61)4056	
監視第一係長 伊 藤 敏 弘	"	0425(84)2290	
課 長 堀 尻 征 一	03(211)3643	0486(44)3354	83-5907
監視係長 小 沢 明 男	"	03(308)8130	
監視第一係長 小 島 高 彦	03(815)8491-3	水質センター 水質監視課 03(815)8491-3	
監視第二係長 小 宮 山 幸 幸	"	"	
課 長 参 原 武 俊	03(584)2973	0488(64)4033	91-325
課 長 猪 股 純 一	03(211)6261	0488(33)3948	83-3651
課 長 門 川 安 典	"	0462(28)8101	83-3653
水質監視係長 木 村 義 行	"	03(903)5285	83-3671
課 長 金 田 一 夫	0478(54)1411	02976(6)1823	721-331
管理第一係長 高 橋 順 一	"	0474(33)3363	721-332
課 長 江 口 長 清	0299(63)2418	0472(55)8374	722-331
管理係長 世 永 勝 次	"	0476(54)0482	722-333
課 長 沼 原 茂 夫	0471(24)5541	02977(4)6163	731-331
管理係長 沼 田 寛 司	"	0471(44)1304	731-333
課 長 吉 田 繁 雄	0284(21)6151	0493(34)3537	712-331
管理係長 坪 井 雄 浩	"	0284(71)0057	712-332
課 長 本 田 修 己	0296(24)2811	0296(32)2193	713-331
管理第二係長 加 藤 勉	"	0299(62)2291	713-334
課 長 中 沢 武 位	0492(42)1039	0280(22)4736	732-331
管理係長 高 橋 功 二	"	0492(46)6364	732-333
課 長 市 川 秀 貞	0272(51)2021	0272(52)3384	741-331
管理係長 生 方 秀 良	"	0278(24)9094	741-332
課 長 村 上 秀 彦	0286(61)1341	0286(64)2324	761-331
管理第二係長 新 名 秀 彦	"	0286(64)0137	761-322
課 長 小 橋 額 行	0278(22)4310	0272(51)2782	745-331
管理第二係長 神 保 義 幸	"	0272(51)3546	745-334

1-1-3. 協議会等

(1) 洪水対策

利根川・荒川洪水予報連絡会規約

第1章 総 則

第1条 本会は水防法及び気象業務法の趣旨に基づき利根川及び荒川における洪水予報に資するため、関係官公庁及び諸団体の間の協力及び連絡を図ることを目的とする。

第2条 本会は「利根川・荒川洪水予報連絡会」と称する。

第3条 本会は別表に掲げる利根川及び荒川に隣接する官公庁及び諸団体をもって構成する。

第4条 本会の事務所は関東地方建設局内に置く。

第5条 本会は第1条の目的を達するために、次の事業を行う。

1. 洪水予報の利用効果に関すること。
2. 協力及び連絡に関すること。
3. 広報宣伝に関すること。
4. 調査研究に関すること。
5. その他必要な事項

第6条 本会に次の役員を置く。

会 員	1 名
副 会 長	2 名
頭 問	若干名
委員及び幹事	若干名
会 計 監 査	2 名

第7条 会長は委員の推せんにより定める。

会長は会務を統理する。

第8条 副会長は委員の推せんにより定める。

副会長は会長を補佐し、会長に事故ある時はその職務を代行する。

第9条 頭問は会長がこれを委嘱する。

頭問は会長の諮問に答える。

第10条 委員は関係各官公庁及び各団体の長又はその推選による者のうちから会長がこれを委嘱する。

委員は会務を評議する。

第11条 幹事は委員の推選する者のうちから会長がこれを委嘱する。

会長は幹事のうちから幹事長1名及び副幹事長2名を委嘱する。

幹事は会務の企画及び相互連絡に当る。

第12条 会計監査は経費の主要負担者のうちから委員会の承認を得て会長がこれを委嘱する。

会計監査は会計の監査結果を委員会に報告しなければならない。

第2章 運 営

第13条 本会の運営は委員会及び幹事会による。

第14条 委員会は毎年4月及び会長が必要と認められた時会長がこれを招集する。

第15条 委員は委員会で決定された協議及び連絡事項を、その所属する組織において円滑に運営されるような最善の努力を払わなければならない。

第16条 幹事会は会長が必要と認められた時会長の指示によって幹事長がこれを招集する。

第17条 本会内に専門委員会を置くことができる。

専門委員は会長がこれを委嘱する。

第18条 専門委員会は会長から委嘱された事項を審議し、その経過及び結論を会長に報告しなければならない。

別表

建設省関東地方建設局	建設省利根川上流工事事務所
気象庁予報部	建設省利根川下流工事事務所
東京都建設局	建設省霞ヶ浦工事事務所
群馬県土木部	建設省霞ヶ浦導水工事事務所
栃木県土木部	建設省江戸川工事事務所
埼玉県土木部	建設省下館工事事務所
茨城県土木部	建設省高崎工事事務所
千葉県土木部	建設省渡良瀬川工事事務所
日本電信電話株式会社東京総支社	建設省荒川上流工事事務所
日本電信電話株式会社関東総支社	建設省荒川下流工事事務所
日本放送協会報道局	建設省利根川ダム統合管理事務所
行政管理庁関東管区行政監察局	建設省鬼怒川ダム統合管理事務所
郵政省関東電波監理局	建設省二瀬ダム管理所
防衛庁陸上自衛隊東部方面総監部	建設省八ッ場ダム工事事務所
防衛庁陸上自衛隊第一師団司令部	建設省湯西川ダム工事事務所
防衛庁陸上自衛隊第十二師団司令部	建設省品水ダム水質管理所
警察庁関東管区警察局	建設省利根川水系砂防工事事務所
農林水産省関東農政局	建設省日光砂防工事事務所
通商産業省東京通商産業局	建設省関東技術事務所
東京消防庁	東京管区気象台
警視庁	前橋地方気象台
日本国有鉄道首都圏本部	宇都宮地方気象台
日本赤十字社	熊谷地方気象台
東京電力株式会社中央給電指令所	水戸地方気象台
水資源開発公団	銚子地方気象台
建設省土木研究所	東京都水道局
	東京都江東区

第19条 本会の経費は審附金及び関係各組織よりの拠金をもってこれに充てる。

拠金の割合は委員会において決定する。

第20条 本会の予算及び決算は委員会の承認を得なければならぬ。

第21条 本会の会計事務は別に定める規則により幹事長がこれを処理する。

第4章 雑則

第22条 この規約の変更は委員会の決定を経なければならぬ。

附 則

この規約は昭和24年7月1日より実施する。

附 則

この規約は昭和61年4月15日より実施する。

東京都葛飾区

東京都江戸川区

群馬県館林地区消防組合

群馬県藤岡市

群馬県足利市

栃木県佐野地区広域消防組合

栃木県藤岡町

埼玉県羽生領利根川水防事務組合

埼玉県大里郡利根川水警予防組合

埼玉県荒川南緑水警予防組合

茨城県稲敷地方広域市町村圏事務組合

茨城県中利根川小貝川沿岸水警予防組合

茨城県飯沼反町水除堤水警予防組合

千葉県我孫子市

千葉県柏市

千葉県佐原市外五町消防組合

利根川・荒川洪水予報連絡会会計規則

第1条 本規則は、利根川・荒川洪水予報連絡会規約第21条に基き会計事務について規定する。

第2条 本会の予算及び決算は幹事会が処理する。

第3条 本会の予算案作成又は予算執行のため必要と認めるときは幹事長は経費の主要負担者を招集することができる。

第4条 幹事長は事務所に会計係を置き、収支の事務に当らせなければならぬ。

第5条 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

附 則

本規則は昭和24年7月1日より実施する。

附 則

本規則は昭和35年5月10日より実施する。

関東地方水防連絡会

1. 主旨

関東地方建設局と各都県との間における水防に関する調整及び連絡事項等を行う。

2. 会議内容

- ①. 重要水防危険箇所の説明
- ②. 各都県及び工事事務所の出水対策について
- ③. 出水対策関係の連絡事項

3. 機関

- ・ 茨城・栃木・群馬・埼玉・千葉・東京・神奈川・静岡・山梨の各都県の水防担当係長及び担当者
- ・ 建設省の各工事事務所の水防担当課長・係長・担当者

4. 開催時期等

毎年3月上旬に各都県持廻りで開催する。

(2) 渇水対策

利根川水系渇水対策迎給協同協議会規約

(名称)

第1条 本会は、利根川水系渇水対策迎給協同協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(目的)

第2条 協議会は、利根川の渇水時における円滑な水需給の調整を図るため、渇水対策について、十分な連絡をとり、合理的な水利使用を推進することを目的とする。

(協議事項)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の事項を協議するものとする。

- 一 水需給の調整の時期及び方法に関すること。
- 二 当該河川における水需給の実態に関すること。
- 三 合理的な水利の方策に関すること。
- 四 水利利用上の水質の維持に関すること。
- 五 実施及び連絡体制の確立に関すること。
- 六 その他合理的な水利使用の推進を図るために必要な事項に関すること。

(構成)

第4条 協議会は、建設省、東京都、千葉県、埼玉県、茨城県、群

馬県、栃木県及び水資源開発公団をもって構成する。

(組織)

第5条 協議会は、別表第1に掲げる者によって組織する。

2 協議会に会長1名及び副会長1名を置き、それぞれ委員の互選によってこれを定める。

3 会長は、協議会を代表し、会務を掌理する。

4 副会長は、会長を助け、会長に事故あるときは、その職務を代行する。

(会議)

第6条 協議会は、会長が必要と認めるとき、若しくは委員の要請があつた場合に開催する。

(幹事会)

第7条 協議会に幹事会を置く。

2 幹事会は、協議会の運営に関し、協議会に提案する事項を、あらかじめ、整理するとともに協議会から委任された事項を処理する。

3 幹事会は、別表第2に掲げる者によって組織する。

4 幹事会に幹事長を置き、幹事の互選によってこれを定める。

5 幹事会は、定期的に毎年2回4月及び10月に定例会を開催する。

6 幹事会は、定例会のほか必要に応じ幹事長が召集することができ

3 事務局の運営に関し必要な事項は、幹事長が定める。

(経費)

第11条 協賛会の運営に要する経費は、会費その他の収入をもつてあてる。

2 前項の会費は、別表第3に定めるところによる。

(規約の改正)

第12条 協賛会は、この規約を改正する必要があると認めるときは、委員総数の3分の2以上の同意を得てこれを行う事ができる。

(雑則)

第13条 この規約の定めるもののほか、協賛会の運営に関し必要な事項は、会長が協賛会に図って定める。

附 則

この規約は、昭和49年5月7日から施行する。

附 則(昭和51年4月28日 改正)

1 この規約は、昭和51年4月28日から施行する。

2 当分の間、本会の収入のうち会費の2分の1の範囲内で、必要に応じて首都圏水資源開発協会の経費に充てることができる。

附 則(昭和61年2月12日 改正)

1 この規約は、昭和61年2月12日から施行する。ただし別表第3に係る改正は、昭和61年4月1日から施行する。

7 幹事長は、幹事会の運営に関し、必要な事項は、幹事会に図って定める。

(分科会)

第8条 幹事会には、必要がある場合に分科会をおく事ができる。

2 分科会は、幹事のうちから幹事長が指名する者によって組織する。

3 分科会に分科会長1名及び副分科会長1名を置き、それぞれ指名された幹事の互選によってこれを定める。

4 分科会長は、分科会を代表し、会務を掌理する。

5 副分科会長は、分科会長を助け、分科会長に専断あるときは、その職務を代行する。

6 分科会は、分科会長が必要に応じ召集する。

(会計監査員の委嘱等)

第9条 会長は、協賛会の会計について監査を行わせるため委員のなかから監査員1名を委嘱する。

2 監査員は、会計年度の決算について監査を行い、その結果を会長に報告する。

3 協賛会の会計年度は、4月1日から翌年の3月31日までとし、

監査員の任期は、その期間とする。

(事務局)

第10条 協賛会の事務を行うため事務局を置く。

2 事務局は、関東地方建設局河川部に置く。

別表第2

利根川滲水対策連絡協議会幹事

- 幹事長 建設省関東地方建設局河川部河川情報管理官
- 幹事 建設省関東地方建設局河川部水政課長
- " " " " 河川計画課長
- " " " " 河川野望課長
- " " " " 河川管理課長
- " " " " 利根川上流工事事務所長
- " " " " 利根川下流工事事務所長
- " " " " 江戸川工事事務所長
- " " " " 霞ヶ浦工事事務所長
- " " " " 渡良瀬川工事事務所長
- " " " " 下鶴工事事務所長
- " " " " 利根川女々合管理事務所長
- " " " " 鬼怒川女々合管理事務所長
- " " " " 荒川上流工事事務所長
- " " " " 高崎工事事務所長
- " " " " 京浜工事事務所長
- " " " " 東京都建設局河川部計画課長
- " " " " 都市計画局総合計画部副参事
- " " " " 水道局経営計画部副課長
- " " " " 千葉県土木部河川課長
- " " " " 企画部水政課長
- " " " " 埼玉県土木部河川課長
- " " " " 企画部水資源課長
- " " " " 茨城県土木部河川課長
- " " " " 企画部地域計画課長
- " " " " 群馬県土木部河川課長
- " " " " 企画部水資源課長
- " " " " 栃木県土木部河川課長
- " " " " 企画部資源対策課長
- " " " " 水資源開発公社管理施設課長
- " " " " 利根滲水給合管理所長

別表第1

利根川水系滲水対策連絡協議会委員

- 会長 建設省関東地方建設局長
- 委員 建設省関東地方建設局河川部長
- " " 東京都都市計画局参事(水資源担当)
- " " 建設局河川部長
- " " 水道局経営計画部長
- " " 千葉県土木部長
- " " 企画部長
- " " 埼玉県土木部長
- " " 企画財政部長
- " " 茨城県土木部長
- " " 企画部長
- " " 群馬県土木部長
- " " 企画部長
- " " 栃木県土木部長
- " " 企画部長
- " " 水資源開発公社理事(管理担当)
- " " 管理部長

別表第3

建設省関東地方建設局 年30万円

東京都 年15万円

千葉県 年15万円

埼玉県 年15万円

茨城県 年15万円

群馬県 年15万円

栃木県 年15万円

水資源開発公団 年15万円

(3) 水質管理

関東地方水質汚濁対策連絡協議会規約並に構成について

関東地方水質汚濁対策連絡協議会規約

昭和33年10月1日
最終改訂昭和58年8月2日

(目的)

第1条 この協議会は利根川、荒川、多摩川、鶴見川、相模川、那珂川、久慈川、富士川水系等の河川、水路および関係海域について水質の改善を把握するとともに汚濁の過程を究明し、防止対策の樹立に資することを目的とする。

(事業)

第2条 この協議会は次の事業を行なう。

1. 水質の調査および解析
2. 汚濁対策の調査および研究
3. 資料、情報等の交換及び連絡
4. 研究会、講習会等の開催
5. その他水質汚濁防止対策の推進に必要な事項

(構成)

第3条 協議会は建設省、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、川崎市、横浜市および水資源開発公団の関係機関をもって構成する。

(組織)

第4条 協議会は委員、幹事および監査をもって組織する。ただし必要があるときはその他の者の協議会への出席を求めることができる。

(委員および委員会)

第5条 委員は建設省、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、川崎市、横浜市、秋田市および水資源開発公団の関係同部

長をもって組織する。

2. 委員会は必要に応じて委員長が召集し、協議会の運営の総括的方針を決定する。

(委員長)

第6条 委員長は協議会を代表し、会務を統轄する。

2. 委員長は建設省関東地方建設局長とする。

(幹事および幹事会)

第7条 幹事は関係機関の担当課長および建設省担当官をもって組織する。

2. 幹事会は必要に応じて幹事長が召集し、協議会の目的達成のための事業を推進する。

3. 幹事会の成果は委員会に報告し、その承認を受ける。

(幹事長)

第8条 幹事長は幹事会を運営し、委員長を助けて会務を処理する。

2. 幹事長は建設省関東地方建設局河川部長とする。

(監査)

第9条 監査は協議会の会計を監査する。

2. 監査は委員会の承認を得て委員長が任命する。

3. 任期は4月1日より翌年3月末までの1ケ年とする。

(部会)

第10条 協議会に専門的事項または地域的事項に関する調査審議を分掌させるための部会をおくことができる。

2. 部会およびその構成は委員会で定める。

3. 部会は部会を構成する関係機関の担当官をもって組織する。

4. 部会に部長をおき部会に属する担当官のうちから互選する。

5. 部長は部会の事務を統轄し、部会の経過および結果を幹事会を経て委員会に報告する。

6. 部会には必要に応じて部会長が召集し分掌事務を審議する。

(小委員会)

第11条 協議会に水質汚濁対策の推進に関して専門的事項または地域的事項のうち重要なものについて調査審議を分掌させるための小委員会をおくことができる。

2. 小委員会は委員長が指名する委員幹事および必要がある場合は専門委員をもって組織する。
3. 委員長は小委員会の事務を統轄する。
4. 委員長の代行を建設省関東地方建設局の担当部長が行なうことが出来る。
5. 小委員会は必要に応じ委員長が召集し、分掌事務を審議する。
6. 専門委員は協議会が推せんする学識経験者等をもってこれに充てる。

(運営費)

第12条 協議会の運営に必要な費用は各構成機関の分担とし、その分担の額は委員会において決定する。

(事務局)

第13条 協議会の事務局は建設省関東地方建設局河川部におく。

2. 部会の事務局は下記に置く。

- 利根川部会 : 建設省関東地方建設局河川部河川調整課
- 渡良瀬川部会 : 渡良瀬川工事事務所管理課
- 荒川部会 : 荒川上流工事事務所管理課
- 多摩川・鶴見川・相模川部会 : 京浜工事事務所河川環境課
- 那珂川・久慈川部会 : 常陸工事事務所河川管理課

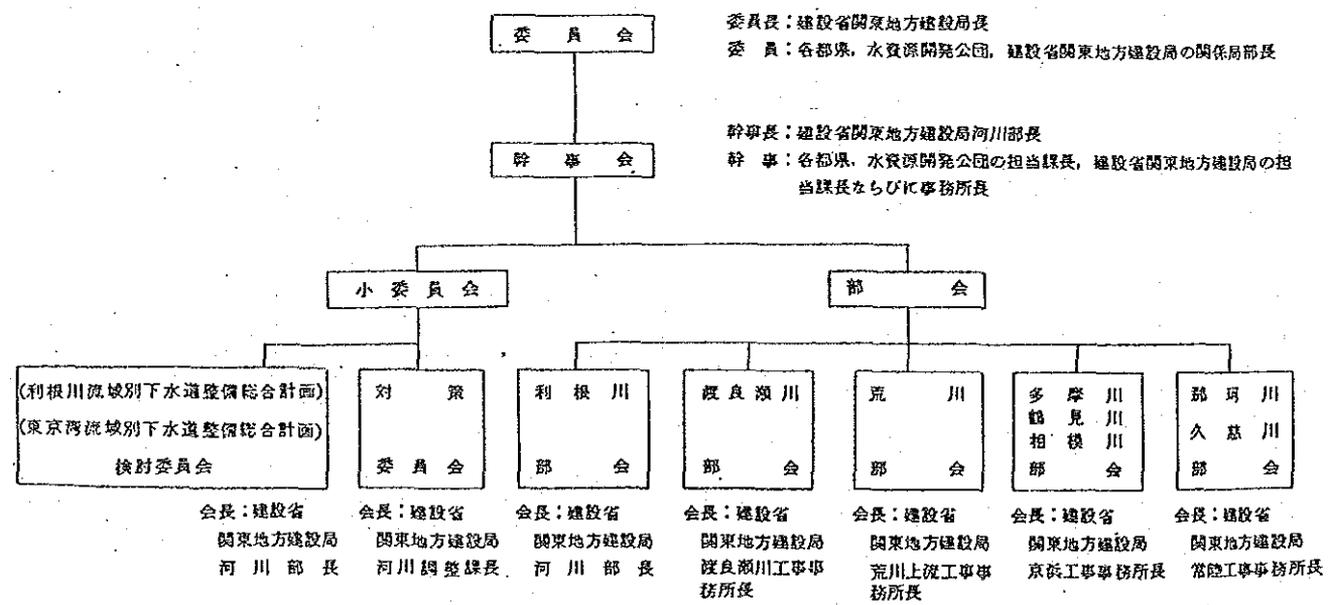
(雑則)

第14条 この規約に定めるものを除くほか必要な事項については委員会の決定による。

附 則

この規約は昭和58年8月2日から施行する。

関東地方水質汚濁対策連絡協議会(関水対協)構成図



関東地方水質汚濁対策連絡協議会

(1) 委員会及び幹事会役員

機 関 名	委 員			幹 事		
	職 名	氏 名	委員数	職 名	氏 名	幹事数
建設省 関東地方建設局	局 長 (委員長)	杉 山 好 信	3 名	河 川 部 長 (幹 事 長)	苗 村 滋 克	27 名
	企 画 部 長	岸 本 貞 男		企 画 部 企 画 調 査 官	今 岡 亮 司	
	河 川 部 長	苗 村 滋 克		河 川 部 河 川 情 報 管 理 官	上 原 宏 茂	
				企 画 部 環 境 審 査 官	稲 葉 誠 一	
				企 画 部 企 画 課 長	布 村 明 彦	
				企 画 部 都 市 調 査 課 長	護 雅 行	
				河 川 部 水 政 課 長	日 原 洋 文	
				河 川 部 河 川 計 画 課 長	田 中 慎 一 郎	
				河 川 部 河 川 調 整 課 長	猪 股 純	
				河 川 部 河 川 管 理 課 長	木 下 健	
				利 根 川 上 流 工 事 事 務 所 長	高 木 啓 輔	
				利 根 川 下 流 工 事 事 務 所 長	小 池 達 男	

機 関 名	委 員			幹 事		
	職 名	氏 名	委員数	職 名	氏 名	幹事数
建設省 関東地方建設局				霞 夕 浦 工 事 事 務 所 長	池 田 浩	
				江 戸 川 工 事 事 務 所 長	小 宮 山 克 治	
				渡 良 瀬 川 工 事 事 務 所 長	多 賀 芳 治	
				下 館 工 事 事 務 所 長	梅 本 良 平	
				荒 川 上 流 工 事 事 務 所 長	横 塚 尚 志	
				荒 川 下 流 工 事 事 務 所 長	渡 辺 浩	
				京 浜 工 事 事 務 所 長	藤 井 友 竝	
				利 根 川 統 合 管 理 事 務 所 長	岡 田 善 博	
				鬼 怒 川 統 合 管 理 事 務 所 長	武 田 宏	
				二 瀬 管 理 所 長	長 門 明	
				品 木 水 質 管 理 所 長	小 林 清 男	
				常 陸 工 事 事 務 所 長	斉 藤 博	
				高 崎 工 事 事 務 所 長	田 崎 忠 行	
				甲 府 工 事 事 務 所 長	竹 林 征 三	
				関 東 技 術 事 務 所 長	後 藤 勇	

機 関 名	委 員			幹 事		
	職 名	氏 名	委員数	職 名	氏 名	幹事数
茨 城 県	環 境 局 長	谷 本 正 憲	2名	環 境 局 公 害 対 策 課 長	立 原 昭	3名
	土 木 部 長	粟 袋 正 明		土 木 部 河 川 課 長	小 野 悟 史	
			土 木 部 下 水 道 課 長	立 原 信 永		
栃 木 県	衛 生 環 境 部 長	鈴 木 忠 義	2名	衛 生 環 境 部 公 害 課 長	川 田 實	3名
	土 木 部 長	岡 田 朋		土 木 部 河 川 課 長	田 野 辺 文 司	
			土 木 部 下 水 道 課 長	渡 辺 良 治		
群 馬 県	衛 生 環 境 部 長	神 林 章 元	2名	衛 生 環 境 部 公 害 課 長	柏 倉 康 光	3名
	土 木 部 長	柳 澤 宏		土 木 部 河 川 課 長	大 木 成 明	
			土 木 部 下 水 道 課 長	荻 原 英 生		
埼 玉 県	環 境 部 長	梅 原 義 一	4名	環 境 部 水 質 保 全 課 長	坪 井 澄 雄	4名
	土 木 部 長	斉 藤 俊 平		土 木 部 河 川 課 長	星 畑 国 松	
	住 宅 都 市 部 長	黒 澤 幸 久		住 宅 都 市 部 下 水 道 課 長	肋 川 剛 雄	
	企 業 局 技 監 (兼) 水 道 部 長	深 田 守 作		企 業 局 水 道 部 水 道 施 設 課 長	中 山 源 太 郎	

機 関 名	委 員			幹 事		
	職 名	氏 名	委員数	職 名	氏 名	幹事数
千 葉 県	環 境 部 長	成 嶋 茂 廣	4名	環 境 部 水 質 保 全 課 長	越 川 勝 男	5名
	土 木 部 長	高 橋 淳 一		土 木 部 河 川 課 長	池 田 達 哉	
	都 市 部 長	飯 塚 義 郎		都 市 部 下 水 道 第 一 課 長	辻 直 志	
	水 道 局 技 術 部 長	伊 藤 良 夫		都 市 部 下 水 道 第 二 課 長	土 屋 和 義	
			水 道 局 技 術 部 浄 水 課 長	桑 原 亮 治		
東 京 都	環 境 保 全 局 水 質 保 全 部 長	榎 本 享 司	4名	環 境 保 全 局 水 質 保 全 部 管 理 課 長	篠 實	7名
	建 設 局 河 川 部 長	小 栗 良 二		環 境 保 全 局 水 質 保 全 部 水 質 規 制 課 長	森 内 照 宇	
	水 道 局 浄 水 部 長	山 口 充 博		環 境 保 全 局 水 質 保 全 部 水 質 監 視 課 長	矢 部 禎 昭	
	下 水 道 局 計 画 部 長	松 崎 茂 樹		建 設 局 河 川 部 防 災 課 長	沼 尻 敦 執	
				水 道 局 浄 水 部 浄 水 課 長	細 矢 正 弘	
				下 水 道 局 計 画 部 計 画 第 一 課 長	浜 田 光 久	
			水 道 局 水 質 セ ン タ ー 監 視 課 長	小 沢 明 男		
神 奈 川 県	環 境 部 長	増 田 豊	4名	環 境 部 水 質 保 全 課 長	木 村 進 也	4名
	土 木 部 長	江 口 淳 一 郎		土 木 部 河 港 課 長	都 丸 德 治	
	都 市 部 長	高 橋 正 徳		都 市 部 下 水 道 課 長	臼 井 徳 和	
	企 業 庁 水 道 局 長	山 本 勤		企 業 庁 水 道 局 業 務 課 長	石 川 房 治	

檢 閱 名	委 員			幹 事		
	職 名	氏 名	委員数	職 名	氏 名	幹事数
山 梨 県	県民生活局長	小林克己	2名	県民生活局環境保全課長	高橋正夫	3名
	土木部長	佐藤幸市		土木部河川課長	盆子原陸夫	
				土木部下水道課長	金丸勝	
川 崎 市	環境保全局長	松本秀雄	4名	環境保全局公害部水質課長	福満博視	4名
	土木局長	吉住守		土木局河川部河川管理課長	木田昭八郎	
	水道局長	武浩		水道局浄水部水質課長	橋本徳成	
	下水道局長	笹原寛吉		下水道局建設部計画課長	古澤實	
横 浜 市	公害対策局長	猿田勝美	3名	公害対策局水質課長	野口弘行	4名
	水道局長	神林智博		水道局浄水部水質試験所長	中山敬三郎	
	下水道局長	斉藤正昭		下水道局管理部水質管理課長	高橋華	
				下水道局河川部河川管理課長	大久保隆夫	
水資源開発公団	管理部長	藤重邦夫	1名	管理部施設課長	原紀男	1名
計			35名			68名

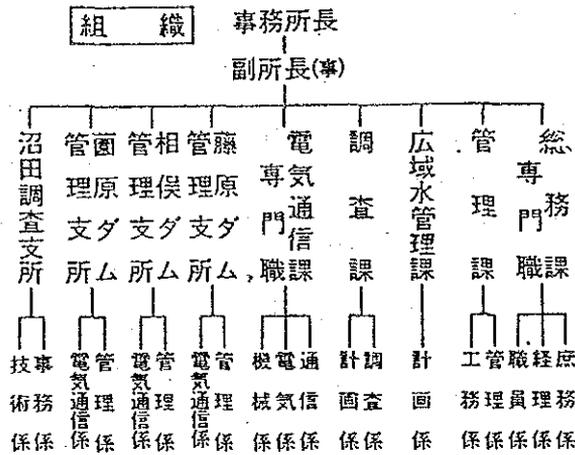
1-2. 利根川ダム統合管理事務所の洪水対策及び低水管理業務の概要

1-2-1 所掌事務及び組織

関東地方建設局組織細則

(ダム統合管理事務所の各課の所掌事務)

- 第32条 ダム統合管理事務所の各課の所掌事務は、次項以下のとおりとする。
- 1 総務課においては、第30条第2項の規定を準用する。
 - 2 総務課においては、第30条第7項の規定を準用するほか、次の各号に掲げる事務をつかさどる。
 - 一 ダム群の操作等の管理の調整に関する事務
 - 二 ダム管理費の要求に関する資料の作成に関する事務
 - 三 ダム及びその附帯施設の維持及び管理に関する事務
 - 四 電子計算機の使用に関する事務
 - 3 広域水管理課においては、河川の流水の広域的配分に関する調査並びに低水及び高水管理に係る調査に関する事務をつかさどる。
 - 4 調査課においては、第3項の規定にかかわらず、第30条第15項の規定を準用する。
 - 5 電気通信課においては、第3項の規定にかかわらず、同項第5号に掲げる事務をつかさどる。



構成職員表 (s 61.5月現在) (人)

所 属	職 員 表			
	事務官	技 官	労務員	計
所 長	-	1	-	1
副 所 長 (事)	1	-	-	1
総 務 課	14	5	3	22
管 理 課	1	8	-	9
広 域 水 管 理 課	-	4	-	4
調 査 課	1	10	-	11
電 気 通 信 課	1	12	-	13
藤原ダム管理支所	2	7	-	9
相俣ダム管理支所	2	7	-	9
園原ダム管理支所	2	6	-	8
沼田調査支所	1	3	-	4
計	25	63	3	91

利根川上流ダム群の統合管理に関する協定書

建設大臣保野 茂(以下「甲」という。)と水資源開発公団総裁 進藤武左エ門(以下「乙」という。)

記

- 1. 利根川の洪水調節、不特定かんがい等用水の供給その他広域的な管理を必要とする上水道用水、工業用水及び農業用水の供給を最も効果的に行なうため、利根川上流ダム群を統合的に管理するものとする。
2. 前項の統合管理に必要な各ダムの操作に関する指示及び首談指示に関する業務は、甲が行なうものとする。
3. 2の業務に係る費用の負担については、甲が100分の60、乙が100分の40の割合で負担するものとする。
4. この協定の実施細目については、関東地方建設局長と水資源開発公団とが協議して定めるものとする。
5. この協定は、昭和43年4月1日から実施する。

昭和43年4月1日

建設大臣 保野 茂

水資源開発公団総裁 進藤 武左エ門

利根川上流ダム群の統合管理に関する細目協定書

関東地方建設局長 小林元雄(以下「甲」という。)と水資源開発公団総裁 進藤武左エ門(以下「乙」という。)

(統合管理の原則)

- 第1条 洪水調節は、利根川上流ダム群の有する洪水調節容量を、有効かつ合理的に利用して各種の洪水を効果的に調節するものとする。
2 用水供給は、利根川上流ダム群に貯留された水を適切かつ効率的に利用して、不特定かんがい等用水並びに上水道用水、工業用水および農業用水の供給をおこなうものとする。

(統合管理の業務)

第2条 統合管理業務は、統合管理を行なうために必要な各ダムの操作にかかわる指示ならびにその指示に関する一切の業務をいうものとする。

(統合管理の方法)

第3条 原則に基づき、甲は、利根川上流ダム群の統合的な管理方法を検討し、乙の管理するダムの操作方法を乙に指示するものとする。

(指示の送達)

第4条 前条の指示の送達は、建設省利根川ダム統合管理事務所長が水資源開発公団矢木沢ダム管理所長および下久保ダム管理所長(管理所が設置されるまでの間においては建設所長。以下同じ。)に対して行なうものとする。

(報告)

第5条 矢木沢ダム管理所長又は下久保ダム管理所長は、前項の指示の送達を受けた場合においては、その後のダムの操作の状況について、ダム水誌、

流入量、放流量その他必要な事項を建設省利根川ダム統合管理事務所長に報告するものとする。

(共有施設の管理)

第6条 共有施設(統合管理を行なうために必要な施設で甲と乙とが共同して設置した施設をいう。以下同じ。)は甲が管理する。

- 2 甲は乙に協議して、共有施設の台帳を作成し、これに共有施設の内訳明細を記載するものとする。
3 甲は、改良または増設工事の施行その他の理由により、前項の共有施設台帳の記載事項を変更する必要がある場合においては乙に協議して、その記載事項を変更するものとする。
4 共有施設についての甲と乙との持分の割合は、その取得に要した費用について、それぞれ負担した割合とする。

(統合管理費用)

第7条 統合管理業務の実施に要する費用(以下「統合管理費用」という。)について甲は、毎年度の当初において、当該年度の計画を作成し、乙に協議するものとする。
2 乙は、統合管理費用のうち乙の負担すべき金額を甲の請求に基づき支払うものとする。

(協定外の事項)

第8条 この協定に定めのない事項の取扱いは、この協定の変更については、局長と総裁とが協議して定めるものとする。

(付 則)

この協定は、昭和43年4月1日から実施する。
上記の協定の証として本書2通を作成し、当事者記名捺印のうえ、おのおの1通を保有する。
昭和43年4月1日

建設省関東地方建設局長 小林 元 雄
水資源開発公団総裁 進 藤 武左エ門

利根川上流ダム群の統合管理に基本ダムを
輸入するための施設の増強に関する協定

建設大臣 竹下 登（以下「甲」という。）と水資源開発公団建設 山本
三郎（以下「乙」という。）は、乙が管理する基本ダムを統合管理に導入す
るために、昭和38年9月10日付け建設大臣と水資源開発公団建設との間
で、締結した「利根川上流のダムの統合管理のための施設の増強に関する協
定」（以下「原協定」という。）及び昭和39年4月5日付け建設大臣と水
資源開発公団建設との間で締結した「利根川上流のダムの統合管理のための
施設の増強に関する協定」（以下「基本協定」という。）に基づき設置され
た施設の増強に関して次のとおり協定を締結する。

（施設の増強の範囲）

第1条 この協定において、「施設の増強」とは、原協定及び基本協定に基
づき新設された施設の増強をいい、乙が既に設置した施設で別紙に掲げる
施設も含むものとする。

（増強工事の施行等）

第2条 施設の増強工事は、乙の要請により、甲が受託工事を施行するもの
とする。

2 甲は、前項の工事の受託については、建設省受託事務処理規程に基づい
て行うものとする。

3 施設の増強に関する実施計画は、甲が乙と協議して作成するものとする。

（増強費）

第3条 施設の増強に要する費用（第2条第1項の場合においては、建設省
受託事務処理規程第12条の規定により乙が負担する経費のうち同条第3
号以下に掲げる経費を除く。（以下「増強費」という。）の概算額は約3
億1千5百万円とする。

2 別紙-1に掲げる施設は、前項の増強費に含まれるものとし、当該費用

については、乙が前項の増強費について既に負担したものとみなす。

（増強費の負担）

第4条 増強費については、増強工事の起因者である乙の負担とする。

（工期）

第5条 増強工事の工期は、昭和51年6月2日から昭和52年3月31
日までとする。

（精算）

第6条 第3条の増強費については、増強工事の終了後すみやかに精算を行
うものとする。

（施設の持分の割合）

第7条 施設についての甲と乙との持分の割合は、第3条により取得に要し
た費用と原協定及び基本協定並びに昭和41年10月15日付け建設省關
東地方建設局長と水資源開発公団建設との間で締結した「利根川上流ダム
群の統合管理のための施設の維持等に関する覚書」及び昭和43年4月1
日付け建設大臣と水資源開発公団建設との間で締結した「利根川上流ダム
群の統合管理に関する協定書」に基づいて、その取得に要した費用の合計
についてそれぞれ負担した割合とする。

（協定外の事項）

第8条 この協定に定めのない事項又はこの協定の変更については、甲乙協
議して定めるものとする。

（付 則）

この協定は、昭和51年6月2日から実施する

昭和51年6月2日

建設大臣 竹下 登 ④

水資源開発公団建設 山本三郎 ④

1-2-3 規程・要領等

(1) 洪水対策

第 I 章 利根川ダム統合管理事務所洪水対策支部規程

- 第 1 条 目 的
- 第 2 条 設置および組織
- 第 3 条 所掌業務
- 第 4 条 体制の区分および発令
- 第 5 条 洪水対策業務の優先
- 第 6 条 出動および待機
- 第 7 条 編 成
- 第 8 条 水位、雨量、流量観測および通報
- 第 9 条 高水流量観測
- 第 10 条 洪水対策計画書
- 第 11 条 報 告
- 第 12 条 支部の事務
- 第 13 条 附 則

利根川ダム統合管理事務所洪水対策支部規程

(目的)

第 1 条 この規程は、関東地方建設局洪水対策規程第 4 条第 1 項にもとづき利根川ダム統合管理事務所（以下「事務所」という。）における洪水時のダム群の操作等の管理、通信連絡および水理調査等に関する業務を規程するものである。

(設置および組織)

第 2 条 洪水時、事務所は利根川ダム洪水対策支部（以下「支部」という。）を置く。支部は支部長情報連絡担当者、各班および各班をもつて組織する。

(所掌業務)

第 3 条 支部には出先機関として、管理支所・調査支所に支所班を置く。

2 支部長は事務所長をもって、支部の業務を統轄する。

3 支部長不在の時は管理課長をもって、支部長の業務を代行する。

4 支部には、情報連絡担当者置き副所長をもって、情報連絡担当者は、各情報の収集・処理・伝達・提供に係る業務の総括を行う。

5 班は、総務班、第 1 技術班、第 2 技術班、第 3 技術班、第 4 技術班、各支所班をもつて組織し、総務班長は総務課長、第 1 技術班長は管理課長、第 2 技術班長は広域水管理課長、第 3 技術班長は調査課長、第 4 技術班長は電気通信課長、各支所班長は各支所長をもって、あてる。

6 各班には別表に定める班を設け各班に班長を置く。班長および班員は第 7 条にもとづく編成に所属して支部の具体的業務に従事する。

7 各班の業務は、それぞれ次のとおりとする。

総務班 庶務、厚生、配車、配材、経理に関する業務

第 1 技術班 ダム操作の指示に関する業務、記録、通報、ダム突況、ダム情報の通知

第 2 技術班 洪水解析

第 3 技術班 流量観測、被写撮影、写真撮影に関する業務

第 4 技術班 通信、電力、機械、機械、赤城山中経局保守に関する業務

8 支所班長は、支所長の命により必要な支所業務を処理する。

(体制の区分および発令)

第 4 条 支部の体制は次の各号に掲げる 5 種とし、本部の体制または支部の情勢に応じて支部長がこれを発令する。

1. 準備体制 洪水のおこるおそれのある場合で、注意体制の人員を必要としない場合の体制。

2. 注意体制 洪水のおこるおそれがある場合の体制。

3. 警戒体制 利根川本川、八斗島で警戒水位（2.50 m）以上の洪水が予想される場合又は、各ダムにおいて規定されている洪水量以上の出水が予想され、洪水調節を行う必要がある場合の体制。

4. 緊急体制 計画洪水量以上の洪水が予想される場合は、洪水によって重大な被害の生ずるおそれのある場合の体制。

5. 非常体制 洪水によって重大な被害が生じた場合の体制。

(洪水対策業務の優先)

第 5 条 第 4 条に規定する各体制が発令された場合は一般業務に優先してそれぞれの編成に定められた業務に当らなければならない。

(出勤および待機)

第 6 条 各体制の発令に応じて、各班長または班員は編成表に示す要員を出勤あるいは待機させる。ただし状況に応じて支部長は要員数の変更を指示することができる。

(編成)

第 7 条 第 4 条の各体制についての支部の編成及び業務は別に毎年度当初に支部長がこれを定める。

(水位、雨量、流量観測および通報)

第 8 条 高水時の観測および通報については、高水観測通報規程および雨量観測通報実施要領、水位観測通報実施要領により行う。

(高水流量観測)

第 9 条 高水流量観測は第 4 条の体制にかかわらず実施し、原則として指定水位以上について実施する。

第Ⅱ章 洪水対策業務の運営要領

(洪水対策計画書)

第10条 支部長は関東地方建設局洪水対策規程第5条にもとづいて毎年度初めに洪水対策に関する計画書を作成する。

(報告)

第11条 各班長は休制の解除された時は休制期間中の活動状況について、別に定められた様式によりすみやかに支部長に報告しなければならない。

(支部の事務)

第12条 第4条に規定する休制以外の時における支部の事務は管理課長がつかさどる。

(附則)

第13条 この規程は昭和51年5月16日より施行する。

2 この規程は昭和59年4月1日より施行する。

3 この規程は昭和60年4月1日より施行する。

1. 休制区分
2. 勤務
3. 業務編成
4. 緊急自動車の使用
5. 勤務時間外に休制に入る場合の方法
6. 報告様式
7. 通信
8. ダム操作
9. 災害対策
10. 電話応答通報装置の使用

別紙 1 休制別活動状況報告書

— 2 利根川ダム洪水対策支部署員住所録

— 3 高水時通信系統図

— 4 斉指令(情報交換装置)操作手順書

— 5 情報交換装置端末群加入状態図

— 6 フラックス使用法

— 7 フラックス関係機関一覧表

洪水対策業務の運営要領

1. 体制区分

支那の体制は洪水対策支那規程第4条によるほか原則として下記に掲げる情勢において発令・移行する。

1) 準備体制

(イ) 台風中心が東経135度から東経141度の範囲において、北緯32度に達し、北または北東に進路をとり、降雨が予想されるとき。

また、前線がある場合において、台風中心が東経133度から141度の範囲において、北緯30度に達したとき。

(ロ) 流域内において総雨量が100ミリメートルを越えたと予想されるとき。

(ハ) 前線地方気象台より、洪水に関する注意報または警報が発せられたとき。

(ニ) 本局が洪水対策本部を設置したとき。

(ホ) その他、洪水が予想されるとき。

2) 注意体制

引き続き台風の接近または、前線の停滞による大雨が予想されかつ準備体制以上の入風を必要とするとき。

3) 警戒体制

各ダムの流入量が計画洪水流量を超える恐れがあり、かつ洪水調節を行う必要があるとき。

4) 緊急体制

各ダムの流入量が計画洪水流量を超える恐れがあり、また、ただし借き開始水位(サーチャージ容量の8割に相当する貯水位)を超える恐れがあり、かつ下流河川周辺に重大な被害が発生する恐れがあるとき。

5) 非常体制

(イ) 異常洪水に対するただしき操作が開始されたとき。

(ロ) 各ダム流入量が計画洪水流量を超えたとき。

(ハ) ダム周辺および下流河川周辺に重大な被害が発生したとき。

2. 勤務

利根川ダム統合管理事務所職員は洪水時においては余力をあげて、洪水対策に関する業務に専念するものとし、他の公務に優先して当らなければならない。

3. 業務編成

(イ) 各班の業務内容および編成は原則として表4-1の編成表のとおりとするが、準備体制、注意体制時の編成は支那長もしくは各班長、各支所班長の指示により編成の変更、人員交替を行うことができる。

(ロ) 支那長は緊にな場合は、一時的に他の掛を協力応援させるものとする。

4. 勤務時間外に体制に入る場合の連絡方法

(1) (イ) 洪水対策支那の場合

(イ) 統合管理連絡業務委託者は、本部または支所、気象台等から注意報、指令、情報、水象、気象の状況等の通報を受けた場合は、直ちに管理課管理係長にその旨を伝達する。

(ロ) 管理係長は管理課長に連絡をとり、対策を協議する。

(ハ) 体制に入る必要があると認められる時は、管理課長は事務所長に報告し、洪水対策の指示を受け、管理係長に指示する。

(ニ) 管理係長は、管理課長の指示により構内在老者を集めて通信系統の確保につとめ水象、気象その他の状況の把握につとめる。

(11) (支所班の場合)

(イ) 当直者は、洪水対策支那または、関係機関から気象、水象に関する指令、注意報ならびに警報および情報等の受信をした場合には直に支所長にその旨を伝達する。

(ロ) 支所長は、関係機関からの通報があった場合、事務所管理係長に伝達し、事務所長または管理課長の指示を仰ぐものとする。

- ハ) 支所長は、事務所長の指示を受け、支所管理隊長に洪水対策の指示を行う。
- ニ) 支所管理隊長は支所長の指示により、企員もしくは、必要最少限の支所職員を率めて、通信回線の確保につとめるとともに気象・水象その他の状況の把握につとめる。

5. 緊急自動車の使用

洪水時に緊急自動車を使用する場合は、その都度洪水対策支所長又は支所班長の許可を受けるものとする。

6. 報告様式

- イ) 支所規程第11条に該当する報告様式は別紙-1のとおりとする。
- ロ) 「洪水対策支所要員住所録」は別紙-2のとおりとし、年度はじめに作成のうえ、管理課管理係に提出しなければならない。
- ハ) 住所録は、各1部を、管理課・所属課・支所で保管するものとする。
- ニ) 「多目的ダムにおける洪水調節に関する報告について」(参考資料)に基づき洪水調節後すみやかに報告書を作成し、事務所管理課へ提出するものとする。

7. 通信

- イ) 通信系統については、別紙-3のとおりである。
- ロ) 通信の開始および終了
 - 通信系統は洪水対策本部及び支部が体制に入った場合、直ちに通信確保に務めなければならない。ただし、通信関係従事者は本部および支部が体制に入る前でも、高水等の状況を判断し本部通信班(電気通信課)と連絡を密にして通信網の確保に万全を期さなければならない。
 - 終了は本部及び支部の体制解除後に終了するものとする。ただし閉局にあつては本部通信班に連絡のうえ、その指示を受けなければならない。

(四) 一斉指令

イ) 情報交換装置の使用

利根川ダム統合管理事務所一斉指令を使用する場合は操作手順及び一斉指令加入機関一覧表は別紙-4~5のとおりである。

IV) フラックスの使用

利根川ダム統合管理事務所フラックスを使用する場合は操作手順及び関係機関は別紙-6~7のとおりである。

8. ダム操作

- イ) 各ダムの操作については、ダム操作規則及び操作細則・放流管報長施要領に定めるところによる。

9. 災害対策

- イ) ダム及び管理区域内に災害が起きた場合、支所班長は、ただちに支部長に報告し、指示を受けると同時に事態の緊急処置にあたるものとする。

10. 電話応答通報装置の使用

- イ) 洪水時自宅待機の支所要員は、各流域の降雨量等の把握に電話応答通報装置を使用し適切な措置を講ずるものとする。

電話応答通報装置電話番号

NTT線 0272-53-3166

0272-53-3230

専用回線 741-202

昭和 年体制別活動状況報告書

班

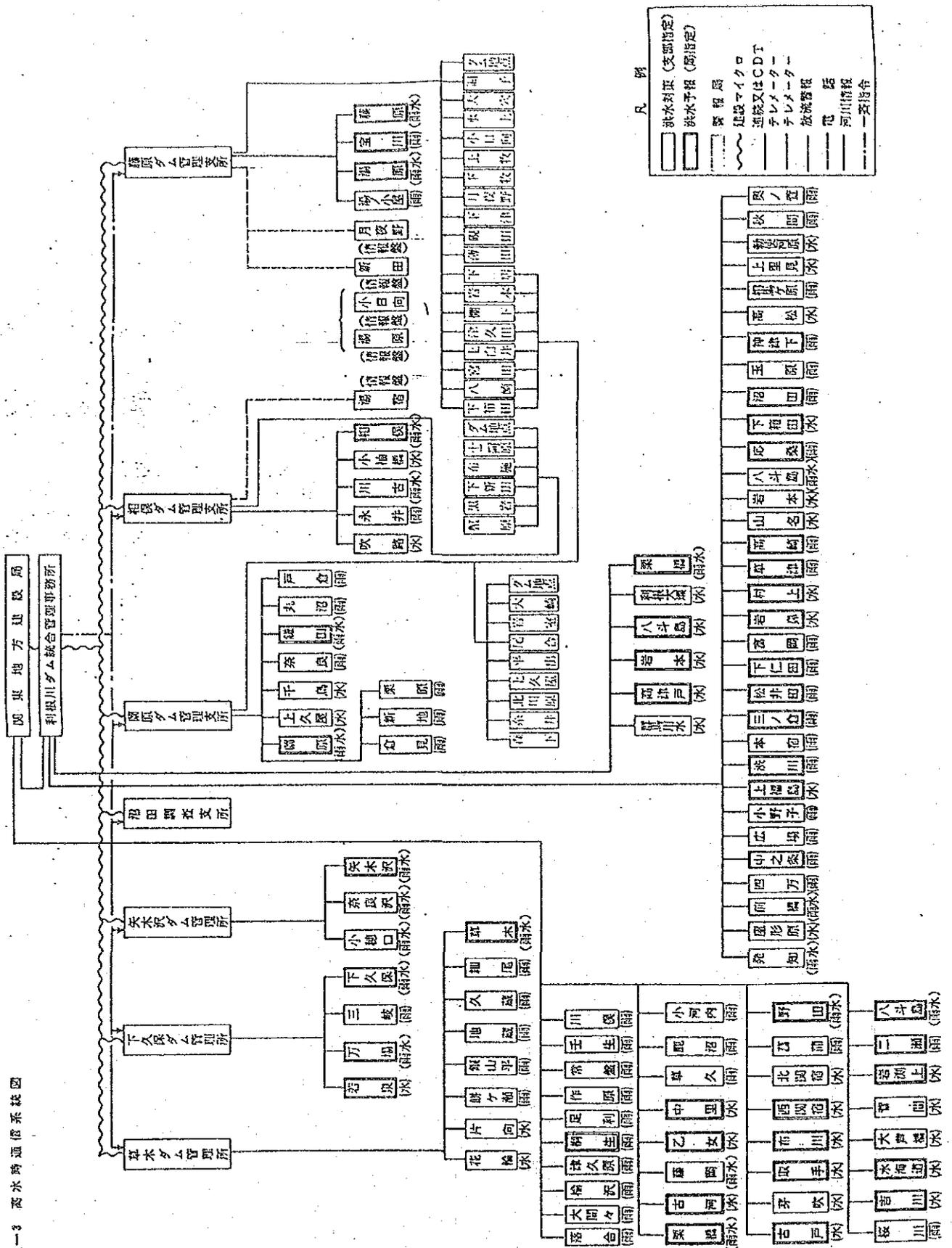
班長

体制区分	月日時	氏名	作業内容
準備	自 月 日 時 至 月 日 時		
任意	自 月 日 時 至 月 日 時		
夜	自 月 日 時 至 月 日 時		
急	自 月 日 時 至 月 日 時		
非常	自 月 日 時 至 月 日 時		

利根川ダム洪水対策支部要員住所録

所属	氏名	住所	電話
略			
招集連絡方法			
洪水対策支部所属名	班	世	

別紙-3 高水時通信系統図



5-1 洪水対策支部編成表

班 名	業務内容	編 成		体 制					備 考	
		第1班	第2班	準備	注意	警戒	緊急	非常		
支 部 長	・総 括	事務所長	事務所長 管理課長が代行 することができる	1	1	1	1	1	1	
情報連絡担当官	・各情報の収集・処理・伝達・提供等に関する業務の統括	副所長(事)	副所長(事)	1	1	1	1	1	1	
情報連絡担当官付	・各情報の整理	中村	中村	1	1	1	1	1	1	
総 務 班 長	・班務統括 ・班の運営・記録の保管	総務課長	専門職	1	1	1	1	1	1	
庶 務 掛	・庶務一般 ・食料等に関する事務 ・配車に関する事務	普如寺 狩野 狩野(浩) 和田(は)	普如寺 山崎(久) 中村(き)	1	1	3	3	3	3	
運 転 班	・運転業務	佐藤, 桜井 石田, 星野, 森下(堅)		3	5	5	5	5	5	
庶 務 班 員 掛	・救護保健衛生に関する事務 ・超過勤務の乗数把握	阿部	阿部	1	1	1	1	1	1	
程 理 掛	・支那業務に必要な資器材の緊急購入 ・支那関係経理事務 ・資器材等保管, 供給, 整理に関する事務	町田 林(森) 坂本	町田 坂本	1	1	3	3	3	3	
第1技術班長	・班務統括 ・班の運営・記録の保管	管理課長	管理課長	1	1	1	1	1	1	
洪水調節実施掛	・支部長指令, 支部情報の作成 ・台風, 気象, 水象情報の監視 ・ダム放流警報, 放流指示等作成 ・関係機関と電話等により, 情報交換 ・その他ダム管理を行うために必要な情報収集	生方 利根川	方原 生 正 田	2	4	4	4	4	4	
情報連絡掛	・本部長, 支部長指令受送信 ・台風, 気象, 水象, 情報, 本部, 支部情報等その他各種格 ・電の受送信 ・情報の整理	小菅 吉上 須田	小菅 FAX 宮崎 上岡 電話 小柳	2	4	4	4	4	4	

班名	業務内容	編成		体制				備考
		第1班	第2班	準備	注意	警戒	緊急	
第2技術班	第2技術班長	広城水管理課長	広城水管理課長	1	1	1	1	1
	洪水調節計画掛	堀江 洋久井	堀江 金 彦	2	3	3	3	3
第3技術班	第3技術班長	調査課長	調査課長	1	1	1	1	1
	広報担当官	調査課長	調査課長	1	1	1	1	1
第3技術班	流量観測掛	井山 武 敏 武倉 有 一 [運転手]	井 田 敏 雄 [運転手]	2	5	5	5	5
	写真撮影掛	田 野 村 隆 幸 [運転手]	崎 野 村 隆 幸 [運転手]	2	2	2	2	2
第4技術班	第4技術班長	電気通信課長	電気通信課長	1	1	1	1	1
	通信電力掛	西 本 大 介 山 崎 (登) 中 島 (一) 小 林 岩 男 [運転手]	島 大 次 山 崎 (登) 中 島 (一) 小 山 林 岩 男 [運転手]	2	4	7	7	7
第4技術班	赤城山中継局保	赤城山無線回線の確保及び保守 レーダダ雨爪計機銃の保守		2	2	2	2	2
	機 械 掛	放流設備等機械設備点検保守	近 藤 隆 幸 [運転手]	2	2	3	3	3

班 名	業 務 内 容	編 成	体 制					備 考
			準備	注意	警戒	緊急	非常	
藤原支所班	<ul style="list-style-type: none"> 班務総括 班の運営・記録の保管 	藤原支所長	1	1	1	1	1	
	<ul style="list-style-type: none"> 各情報の収集・処理・伝達・提供等に関する業務の統括 	藤原支所長	1	1	1	1	1	
	<ul style="list-style-type: none"> 本部長、支部長指令及び情報の受信 台風、気象、水象情報収集 放流量計画、ゲート開度算定 ダム放流警報、指示書受送信 構内及び船舶による巡回点検 警報車による警報活動 庶務班全校業務 	高橋 阿部 山本 小野(照) 岡(空)	4	4	5	5	5	
相模支所班	<ul style="list-style-type: none"> 放流設備、警報車点検 通信回線、予備電源確保及び保守 警報局放流情報ゲート(機関、遠方)操作 移動無線との交信 その他通信電力に関する業務 	伊賀 伊藤 小野 森下(彦)	4	4	4	4	4	
	<ul style="list-style-type: none"> 班務総括 班の運営・記録の保管 	相模支所長	1	1	1	1	1	
	<ul style="list-style-type: none"> 各情報の収集・処理・伝達・提供等に関する業務の統括 	相模支所長	1	1	1	1	1	
相模支所班	<ul style="list-style-type: none"> 本部長、支部長指令及び情報の受信 台風、気象、水象情報収集 放流量計画、ゲート開度算定 ダム放流警報、指示書受送信 構内及び船舶による巡回点検 警報車による警報活動 庶務班全校業務 	高橋 森田 新水 林(原) 西山	4	4	5	5	5	
	<ul style="list-style-type: none"> 放流設備、警報車点検 通信回線、予備電源確保及び保守 警報局放流情報ゲート(機関、遠方)操作 移動無線との交信 その他通信電力に関する業務 	大山 阿部 小森	3	3	3	3	3	

(注) □ は巡回業務担当者。

気象通報用紙 第1号

発信者 受信者

昭和60.1.1改正

A	<p>警報・注意報</p> <p>号に関する情報 第 報・ロ 情報 第 報</p> <p>イ: 台風 号に関する情報 第 報・ロ 情報 第 報</p> <p>電和 年 月 日 時 分 前線地方気象台 発表</p> <p>(48文字以内)「</p>	<p>1. 空気が乾燥して</p> <p>2. 実効湿度は _____ で _____%以下、最少湿度 _____%以下の見込みです。</p> <p>3. 乾燥した状態は _____ まで続く見込みです。</p> <p>4. 乾燥状態は _____ まで続く見込みです。</p> <p>5. _____ まで続く見込みです。</p>
B	<p>1. _____</p> <p>2. _____</p> <p>3. _____</p> <p>4. _____</p> <p>5. _____</p> <p>6. _____</p> <p>7. _____</p> <p>8. _____</p>	<p>1. _____</p> <p>2. _____</p> <p>3. _____</p> <p>4. _____</p> <p>5. _____</p> <p>6. _____</p> <p>7. _____</p> <p>8. _____</p>
C	<p>1. _____</p> <p>2. _____</p> <p>3. _____</p> <p>4. _____</p> <p>5. _____</p> <p>6. _____</p> <p>7. _____</p> <p>8. _____</p>	<p>1. _____</p> <p>2. _____</p> <p>3. _____</p> <p>4. _____</p> <p>5. _____</p> <p>6. _____</p> <p>7. _____</p> <p>8. _____</p>
D	<p>1. _____</p> <p>2. _____</p> <p>3. _____</p> <p>4. _____</p> <p>5. _____</p> <p>6. _____</p> <p>7. _____</p> <p>8. _____</p>	<p>1. _____</p> <p>2. _____</p> <p>3. _____</p> <p>4. _____</p> <p>5. _____</p> <p>6. _____</p> <p>7. _____</p> <p>8. _____</p>
E	<p>1. _____</p> <p>2. _____</p> <p>3. _____</p> <p>4. _____</p> <p>5. _____</p> <p>6. _____</p> <p>7. _____</p> <p>8. _____</p>	<p>1. _____</p> <p>2. _____</p> <p>3. _____</p> <p>4. _____</p> <p>5. _____</p> <p>6. _____</p> <p>7. _____</p> <p>8. _____</p>
F	<p>1. _____</p> <p>2. _____</p> <p>3. _____</p> <p>4. _____</p> <p>5. _____</p> <p>6. _____</p> <p>7. _____</p> <p>8. _____</p>	<p>1. _____</p> <p>2. _____</p> <p>3. _____</p> <p>4. _____</p> <p>5. _____</p> <p>6. _____</p> <p>7. _____</p> <p>8. _____</p>
G	<p>1. _____</p> <p>2. _____</p> <p>3. _____</p> <p>4. _____</p> <p>5. _____</p> <p>6. _____</p> <p>7. _____</p> <p>8. _____</p>	<p>1. _____</p> <p>2. _____</p> <p>3. _____</p> <p>4. _____</p> <p>5. _____</p> <p>6. _____</p> <p>7. _____</p> <p>8. _____</p>
H	<p>1. _____</p> <p>2. _____</p> <p>3. _____</p> <p>4. _____</p> <p>5. _____</p> <p>6. _____</p> <p>7. _____</p> <p>8. _____</p>	<p>1. _____</p> <p>2. _____</p> <p>3. _____</p> <p>4. _____</p> <p>5. _____</p> <p>6. _____</p> <p>7. _____</p> <p>8. _____</p>

気象通報用紙 第2号

昭和50.1.1改正

発信者 受信者

H 1. 日 時 から 日 時 までの各地の積算雨量(mm)の多い所
 2. 時間雨量(mm) 3. 時間雨量(mm)の多い所

地名	積算雨量	時間雨量	地名	積算雨量	時間雨量
1 藤原	9	中之条	17 上里見		
2 水上	10	赤城山	18 伊勢崎		
3 高野山	11	田代	19 西野牧		
4 片品	12	鎌名	20 春岡		
5 草津	13	前橋	21 館林		
6 八潮山	14	黒保根	22 鳩谷山		
7 雨見山	15	桐生	23 万場		
8 沼田	16	一字山			

なお、時までの時間に での、mmの雨量を記録しました。
 また、時までの時間に での、mmの雨量を記録しました。

I 時までの最大風速(m/s)、(最大瞬間風速は前掲のみ)

地名	風向	風速	起時	地名	風向	風速	起時
1 藤原		6	田代	11 西野牧			
2 水上		7	前橋	12 館林			
3 草津		8	桐生	13 万場			
4 沼田		9	上里見	14 前橋			
5 中之条		10	伊勢崎				

J 1. 大、中、小河川の増水(氾濫) 2 各地の洪水 3 堤の破損・流失
 4 堤防の破損 5 山崩れ 6 崖崩れ
 7 地滑り 8 林道水・土石流 9 家屋の破損、倒壊、流失
 10 落石・降ひょう 11 突風 12
 13 ...などの起る恐れがあります。
 14 関係者方面では充分注意(厳重な警戒)をしてください。
 15 今後の気象情報に充分注意を知らせておきます。
 16 このあと 時に気象情報をお知らせする予定です。
 17 台風 号に関する情報はこれで行切ります。

K 1. 現象 詳細 注意報が発表されています。
 関係方面では充分注意(厳重な警戒)をしてください。
 2. 警報 注意報は、
 3. 日 時 分に、 警報 注意報に切替わりました。
 5. 解除になりました。

L 解除 月 日 時 分

注意報

A 1. 台風 号に関する情報 第 報 ・ 〇、大雨情報 第 報

B 昭和 年 月 日 時 分 前橋地方気象台 発表

C (48文字以内) 行

D

E 1. 型で の台風 号は、日 時現在、
 km(付近)の、北緯 度 分、
 東経 度 分にあって、毎時 kmの速さで(ゆっくり)
 に進んでいます(殆んど停滞しています)。
 中止の気圧は mb、中心付近の最大風速は m/s、
 中心から km、 km、 km以内では、
 25 m/s以上の暴風雨、 km以内では、
 15 m/s以上の強い風が吹いています。
 2. 予想位置、台風は、日 時には km(付近)の
 北緯 度 分、東経 度 分付近に達する見込みです。
 予報円の半径は、 kmです。円に最も接近するのは、

F 1. (風速)風は から 強くなり、
 2. 風が最も強くなるのは 頃で、
 3. 最大風速は m/s、最大瞬間風速は m/s位です。
 4. 強い風は 頃まで続き 頃には弱まる見込みです。
 5. 暴風雨帯に入るのは 頃の見込みです。
 6. 暴風雨帯後 頃に の風が に吹き返し強い見込みです。
 7. 風は静まりましたが 続いています。 9.

G 1. 今後の雨量は、までに で mm、
 2. で mm、多い所で mm位の見込みです。
 3. 降り始めからの総雨量は、で mm、
 4. 最も強く降るのは、頃で、 頃には(次第に)弱まる見込み。
 5.

第V章 放流警報実施要領

- 第1条 通則
- 第2条 放流に関する通知・情報及び警報の指示
- 第3条 放流に関する通知・情報及び警報を行う基準
- 第4条 関係機関への通知
- 第5条 スピーカーによる警報
- 第6条 警報車による警報
- 第7条 サイレンの吹鳴
- 第8条 放流に関する警報の時刻
- 第9条 警報記録の作成

別表一 放流に関する通知・情報連絡機関名簿

- 1- 放流開始に関する通知
- 2- 急激な水位上昇に関する通知
- 3- 洪水調節開始の情報
- 4- 計画規模を越える異常洪水時の操作(ただし書き操作)の可能性があるに関する情報
- 5- 計画規模を越える異常洪水時の操作(ただし書き操作)に関する事前通知
- 6- 計画規模を越える異常洪水時の操作(ただし書き操作)移行に関する通知
- 7- 計画規模を越える異常洪水時の操作(ただし書き操作)の終了に関する情報
- 8- 洪水警戒体制の通知
- 9- 放流停止の通知
- 10- 情報伝達時期一覽図
- 11- 警報区間別スピーカー及びサイレン警報所一覽表
- 12- 警報経路図
- 13- ダム放流警報記録用紙
- 14- 放流指示書及び通知書
- 15- 矢沢沢ダムゲート放流連絡簿
- 16- 下久保ダムゲート放流連絡簿
- 17- 草木ダムゲート放流連絡簿
- 18- 精保ダムゲート放流連絡簿
- 19- 中之条ダム放流警報用紙
- 20- 平出ダム放流警報用紙

(通則)

第1条 建設省利根川ダム統合管理事務所管理する藤原ダム、相模ダム、國原ダムにおいて放流を行う場合の関係機関への通知・情報並びに警報は、この実施要領に定めるところによる。

(放流に関する通知・情報及び警報の指示)

第2条 利根川ダム統合管理事務所長(以下「事務所長」という)は、放流開始に関する通知、急激な水位上昇に関する通知、洪水調節開始の情報、計画規模を越える異常洪水時の操作(ただし書き操作)を行う場合の通知・情報・放流停止の通知及び洪水警戒体制の通知は、藤原ダム、相模ダム、國原ダムの当該支所長(以下「支所長」という)に、別表一に定める通知分担表に基づき、関係機関への通知・情報及びダム下流の警報を行うよう指示するものとする。

(放流に関する通知・情報及び警報を行う基準)

第3条 事務所長は、放流に関する通知・情報及び警報を次に定めるところにより行うことを原則とする。

一 ダムから放流を行う場合

放流開始の約1時間前までに関係機関への通知を行うとともに警報の区間及び種類は次表によるものとする。但し、2ダム以上の放流が重複する場合の放流量は、重複放流址を対象とするものとする。

支所長/支所	藤原ダム	相模ダム	國原ダム	藤原ダム	相模ダム	國原ダム	藤原ダム	相模ダム	國原ダム
0~4	1	1	1	1	1	1	1	1	1
5~8	2	2	2	2	2	2	2	2	2
9~15	3	3	3	3	3	3	3	3	3
16~30	4	4	4	4	4	4	4	4	4
31~200	5	5	5	5	5	5	5	5	5
201~	6	6	6	6	6	6	6	6	6

凡例：次ページ参照

またダムからの放流量を増加する場合
 吾報区間及び種類は、次表によるものとする。但し、増加量が重複する場合は
 重複増加量を対象とする。なお増加率の算出は従来放流量で除した値と
 する。

吾報 区間 増加量	藤原ダム～鏡子橋		鏡子橋～赤谷川合流点		相模ダム～利根川合流点		利根川合流点		赤谷川合流点～綾戸ダム		片品川合流点～綾戸ダム		綾戸ダム～坂東橋	
	増加率	種類	増加率	種類	増加率	種類	増加率	種類	増加率	種類	増加率	種類	増加率	種類
0~4	全て		全て		全て		全て		全て		全て		全て	
5~8	0~0.50		0~1.00		0~0.30		0~0.30		0~0.20		0~2.00		全て	
9~15	0.51~		1.01~		0.31~		0.31~		0.21~		2.01~		全て	
	0~0.30		0~0.30		0~0.20		0~0.20		0~0.70		0~0.70		全て	
16~30	0.31~2.00		0.31~		0.21~2.00		0.21~2.00		0.71~		0.71~		全て	
	2.01~		1.01~		2.01~		2.01~						全て	
31~60	0~0.10		0~0.10		0~0.10		0~0.10		0~0.10		0~0.30		0~0.30	
	0.11~1.00		0.11~1.00		0.11~0.70		0.11~0.70		0.31~3.00		0.31~3.00		0.31~3.00	
61~∞	1.01~5.00		1.01~		0.71~5.00		0.71~5.00		3.01~		3.01~		3.01~	
	5.01~		5.01~		5.01~		5.01~						0~1.00	
31~60	0~0.10		0~0.10		0~0.10		0~0.10		0~0.20		0~0.20		0~0.20	
	0.11~0.50		0.11~0.50		0.11~0.40		0.11~0.40		0.21~1.00		0.21~1.00		0.21~1.00	
61~∞	0.51~2.00		0.51~2.00		0.41~1.50		0.41~1.50		1.01~5.00		1.01~5.00		1.01~5.00	
	2.01~		2.01~		1.51~		1.51~		5.01~		5.01~		5.01~	
31~60	0~0.10		0~0.10		0~0.10		0~0.10		0~0.20		0~0.20		0~0.20	
	0.11~0.30		0.11~0.30		0.11~0.30		0.11~0.30		0.21~0.70		0.21~0.70		0.21~0.70	
61~∞	0.31~1.00		0.31~1.00		0.31~0.70		0.31~0.70		0.71~3.00		0.71~3.00		0.71~3.00	
	1.01~		1.01~		0.71~		0.71~		3.01~		3.01~		3.01~	

☐ : スピーカーによる吾報
 ○ : サイレン
 ⊕ : 吾報正

(関係機関への通知)

第4条 事務所長は別紙一1～一9により放流に関する通知・情報を作成し、関係機関へ通知すると共に連絡時刻、送受信者名、通信方法を別表一1-2に記載しておくなければならない。

(スピーカーによる警報)

第5条 支所長は事務所長からの指示に基づき、次に定める方法によりスピーカーによる警報を行わなければならない。

一 サイレン警報所に設置されたスピーカーにより、ダム放流の時刻及び放流直を一般に周知させるものとする。

二 警報区間内のスピーカー警報所は別紙一11によるものとする。

(警報車による警報)

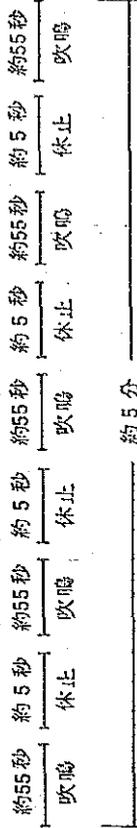
第6条 支所長は、事務所長からの指示に基づき、次に定める方法により警報車による警報を行わなければならない。

一 警報車に設置したスピーカーによりダム放流の時刻及び放流量を一般に周知させるものとする。

二 警報車による警報の経路は別紙一12によるものとする。

(サイレンの吹鳴)

第7条 支所長は事務所長からの指示に基づき、次に定める方法によりサイレンを吹鳴させなければならない。



高、対象区間内のサイレン警報所は別紙一11によるものとする。

(放流に関する警報の時刻)

第8条 一般に対する警報は次の時刻に行うものとする。

1. スピーカーによる警報は、ダムからの放流水到達約30分前に警報を行

二 急激な水位上昇に関する通知

ダムへの流入量が急激に増加し、それに伴いダムの放流量を急激に増加させるため下流河川の水位が急激に上昇する恐れがある場合で、水位上昇が発生する約30分前まで関係機関への通知を行う。

三 洪水調節開始の情報

洪水調節を開始した場合、直ちに関係機関への情報の伝達を行う。

四 計画規模を越える異常洪水時の操作(ただし書き操作)を行う場合の通知

四-1. ただし書き操作の可能性に関する情報

ただし書き操作を行う可能性がある場合に操作を行うと予想される約3時間前までに関係機関への情報の伝達を行う。

四-2. ただし書き操作に関する事前通知

ただし書き操作を行う場合操作の約1時間前までに関係機関への通知を行う。

四-3. ただし書き操作移行に関する通知

ただし書き操作を行った場合、直ちに関係機関への通知を行う。

四-4. ただし書き操作の終了に関する情報

ただし書き操作を終了した場合、直ちに関係機関への情報の伝達を行う。

四-5. 放流停止の通知

ダム放流を停止した場合、直ちに関係機関への通知を行う。

五 洪水警戒体制の通知

前橋気象台より洪水に関する注意報等が発せられた場合や台風の接近により、洪水の起る恐れがある場合に洪水警戒体制に入る。体制に入った場合及び洪水の危険がなくなり体制を解除する場合は、それぞれ関係機関への通知を行う。

わなければならない。

2. 警報車による警報は、放流開始約30分前にダム地点を出発し、下流の状況を管理支所に連絡しながら各地点において、水位の変動が生ずる約30

分前に警報を行わなければならない。

3. サイレンによる警報は次にかかげる時刻に行う。(イ)ダム地点に設置されたサイレンの吹鳴は放流を開始する約5分前行い、放流を行う直前に完了する。(ロ)下流各地点のサイレンの吹鳴は、各地点の水位の変動が生ずる約30分前に行わなければならない。

(警報記録の作成)

第9条 支所長は事務所長の指示に基づき警報を行った場合は、別紙-13による警報記録を作成しておかなければならない。

(附 則)

1. この要領は、昭和51年5月16日より適用する。
2. この要領は、昭和59年4月1日より適用する。
3. この要領は、昭和60年4月1日より適用する。

別表 1-1

放 流 に 関 す る 通 知 ・ 情 報 逆 絡 機 関 名 簿

凡 例
 ◎ 事務所よりFAX
 ○ 事務所
 ⊕ 穂原

番 号	関 係 機 関	住 所	電 話 番 号	通 報 出 当			考 考
				穂 原	相 模	國 原	
1	群馬県河川課	前橋市大手町1-1	0272-23-1111 内 3375	◎	◎	◎	～澁川・前橋・伊勢崎・沼田・高崎土木事務所
2	水上町(総務課)	利根郡水上町嵯原64	0278-72-2111	◎			～住民課→第1保育園・第2保育園・第3保育園 ～広報文書課→有線放送 ～教育委員会→若菜幼・水上小・幸知小・藤原小・水上中・藤原中
3	新治村(総務課)	利根郡新治村布施42	0278-64-0111	◎			～教育委員会→新治幼・新巻小・須川小・狭ヶ京小・新治中 ～農協有線放送
4	月夜野町(総務課)	利根郡月夜野町後岡318	0278-62-2111	◎			～有線放送 ～教育委員会→月夜野第1幼・月夜野北幼・古馬牧小・桃野小・北小・月夜野中 月夜野第1中
5	利根村(総務課)	利根郡利根村堤貝37	0278-56-2111	◎			～防災無線 ～教育委員会事務所→南郷小・多那小・西小・國原分校・南郷中
6	白沢村(建設課)	利根郡白沢村高平1	0278-53-2111	◎			～教育委員会→白沢小・白沢中
7	昭和村(総務課)	利根郡昭和村糸井388	0278-24-5111	◎	◎	◎	～昭和・南小・東中・南中 ～有線放送
8	沼田市(総務課)	沼田市西倉内町780	0278-23-2111	◎	◎	◎	～教育委員会→沼田小・沼田東小・沼田北小・手形小・遊根小・川田小・利 南東小・沼田中・沼田西小・利南中・遊根中
9	赤城村(総務課)	勢多郡赤城村飯島568-1	0279-56-2211	◎	◎	◎	～池久田小・柳下小・南雲小・刀川小・三原田小・南村・北村
10	子持村(総務課)	北群馬郡子持村吹風384	0279-24-1211	◎	◎	◎	～上白井小・中郷小・長尾小・子持中 ～有線放送
11	北碓村(総務課)	勢多郡北碓村真壁2350	0279-52-2111	◎	◎	◎	～教育委員会→碓小・碓北小・北碓中 ～有線放送
12	渋川市(行政課)	渋川市石原80	0279-22-2111	◎	◎	◎	～企画調整課→防災無線、有線放送 ～教育委員会→北小・西小・南小・金島小・古巻小・登川小・北小 ；金島中・古巻中
13	吉岡村(総務課)	北群馬郡吉岡村下野田685	0279-54-3111	◎	◎	◎	～有線放送
14	利根沼田広域消防中火消防署	沼田市高橋場町2049	0278-22-3132	◎	◎	◎	～北分署、西分署、東分署
15	前橋市消防本部	前橋市本町1-1	0272-24-3211	◎	◎	◎	

1-120

あて先		受信の確認	要・否
洪水名 - 情報種別 - 発信機関 - 連絡番号			
- 放 予 - 利 統 -			

様式-11

放流開始に関する通知

昭和 年 月 日 時 分 利根川ダム統合管理事務所長 発表

(1) {

- 1. {イ. 藤原, ロ. 相俣, ハ. 園原} ダムでは {イ. 台風, ロ. 低気圧, ハ. 前線, ニ. 融雪, ホ. その他()} の影響により {イ. 上流域に雨が, ロ. 出水が}
- {イ. 予想されます, ロ. 降りだしました, ハ. 降り続けています, ニ. 強く降っています} ので {イ. 予備放流, ロ. 貯水位維持, a. 常時満水位, b. 洪水期制限水位, c. 予備放流水位, ハ. 洪水調節, ニ. その他()} のための放流を開始します。
- 2. {イ. 藤原, ロ. 相俣, ハ. 園原} ダムでは {イ. 用水補給, ロ. 観光放流, ハ. 点検放流, ニ. その他()} のための放流を開始します。

(2) このため、日 時 分から {イ. m/s の放流を開始します。, ロ. m/s に向けて次第に放流量を増やす予定です。}

なお、今後のダムへの流入量の変化に応じ、放流量を増やすことがありますので、御注意ください。

(3) また、ダム放流の外、他河川からの出水もありますので、ご注意ください。

(4) この放流による水位上昇の見込みは、次のとおりです。

河川名	区 間	水位上昇見込み	水位上昇見込み時刻
利根川	藤原ダム～銚子橋	約 ～ cm	約 時 分～ 時 分
"	銚子橋～赤谷川合流点	約 ～ cm	約 時 分～ 時 分
"	(赤谷川合流点)～綾戸ダム	約 ～ cm	約 時 分～ 時 分
"	綾戸ダム～坂東橋	約 ～ cm	約 時 分～ 時 分
赤谷川	相俣ダム～利根川合流点	約 ～ cm	約 時 分～ 時 分
片品川	園原ダム～ "	約 ～ cm	約 時 分～ 時 分

(切 り 取 り 線)

FAX受取者は記入の事 ← FAX用紙を今取出しているあなた ですノ

▶ 送信・受信確認・(送信、受信)

通知内容	送信機関名	送信者名	送信開始時刻	FAX受信時刻	担当受信時刻	通信方法		受信機関名	受信者名
						電 話	FAX		
放流開始	利 統								
	管 理 課								

あて先		受信の確認	要・否
-----	--	-------	-----

洪水名	情報種別	発信機関	連絡番号
- 放 予 - 利 統 -			

様式-13

急激な水位上昇に関する通知

昭和 年 月 日 時 分 利根川ダム統合管理事務所長 発表

(1) $\left\{ \begin{array}{l} \text{イ. 藤原} \\ \text{ロ. 相保} \\ \text{ハ. 巽原} \end{array} \right\}$ ダムでは $\left\{ \begin{array}{l} \text{イ. 台風} \\ \text{ロ. 低気圧} \\ \text{ハ. 前線} \\ \text{ニ. その他()} \\ \text{ホ. 融雪出水により} \end{array} \right\}$ の影響により上流域に雨が $\left\{ \begin{array}{l} \text{イ. 降り続けています} \\ \text{ロ. 強く降っています} \end{array} \right\}$ ので

ダムへの流入量が $\left\{ \begin{array}{l} \text{イ. 次第に増加しつつあります。} \\ \text{ロ. 増加することが予想されます。} \end{array} \right\}$

(2) ダム上流域の降り始めからの降雨量は 日 時 分現在 $\left\{ \begin{array}{l} \text{イ. 流域平均雨量} \\ \text{ロ. 観測所} \end{array} \right\}$ で mm、

時から 時までの時間雨量は、 $\left\{ \begin{array}{l} \text{イ. 流域平均雨量} \\ \text{ロ. 観測所} \end{array} \right\}$ で mmです。

(3) 日 時 分 現在のダムへの流入量は m^3/s 、放流量 m^3/s で

$\left\{ \begin{array}{l} \text{イ. 予備放流} \\ \text{ロ. 貯水位維持} \\ \left\{ \begin{array}{l} \text{a. 常時満水位} \\ \text{b. 洪水期制限水位} \\ \text{c. 予備放流水位} \end{array} \right\} \\ \text{ハ. 洪水調節} \end{array} \right\}$ を行っていますが、今後の流入量の増加に対応しながら操作を行うため、

時 分頃には放流量が $\left\{ \begin{array}{l} \text{イ. 約 } \text{m}^3/\text{s} \text{ になる見込みです。} \\ \text{ロ. 著しく増加する見込みです。} \end{array} \right\}$

(4) このため下流河川の水位は、急激に上昇しますので十分注意してください。

(切 り 取 り 線)

FAX受取者は記入の事

← FAX用紙を今取出しているあなた です！

▶ 送信・受信確認・(送信、受信)

通知内容	送信機関名	送信者名	送信開始時刻	FAX受信時刻	担当受信時刻	通信方法		受信機関名	受信者名
						電話	FAX		
急激な水位上昇	利統管理課								

あて先		受信の確認	要・否
-----	--	-------	-----

洪水名	情報種別	発信機関	連絡番号
洪水調節	利根川		

様式-14

洪水調節開始の情報は

昭和 年 月 日 時 分 利根川ダム統合管理事務所長 発表

イ. 藤原 ロ. 相俣 ハ. 崗原	ダムでは、下記のとおり	イ. 流入量が洪水量に達しました。 ロ. 洪水調節を開始しました。
-------------------------	-------------	--------------------------------------

日 時 分 現在

水系名	利根川	利根川	利根川	利根川	利根川	利根川
河川名	利根川	赤谷川	片品川	利根川	神流川	渡良瀬川
ダム名	藤原ダム	相俣ダム	崗原ダム	矢木沢ダム	下久保ダム	草木ダム
降雨の降り始めた時刻	日 時 分	日 時 分	日 時 分	日 時 分	日 時 分	日 時 分
洪水調節を開始した時刻	時 分	時 分	時 分	時 分	時 分	時 分
累計雨量 (mm)						
流入量 (m ³ /s)						
全放流量 (m ³ /s)						

(切り取り線)

▶ 送信・受信確認・(送信、受信)

FAX受理者は記入の事

← FAX用紙を今取出しているあなた です!

通知内容	送信機関名	送信者名	送信開始時刻	FAX受信時刻	担当受信時刻	通信方法		受信機関名	受信者名
						電話	FAX		
洪水調節開始	利根川 管理課								

(2) 低水管理業務

利根川ダム統合管理事務所洪水対策支部細則

(目的)

第1条 この細則は、関東地方建設局洪水対策要領（以下「局要領」という。）に基づき、利根川ダム統合管理事務所（以下「事務所」という。）における洪水時の組織及び実施すべき措置を定め、毎年洪水対策計画書を作成し、適切な洪水対策を円滑に行うことを目的とする。

(支部の組織)

第2条 支部は、支部長、支部支所長、支部員及び支所員をもって組織する。
第3条 支部長は、事務所長をもって、業務を掌理する。
第4条 支部長不在の時は、管理課長をもって、支部長の業務を代行する。
第5条 支部支所長は、ダム管理支所長をもって、支部長の命令を受け支所員を指揮監督し業務を処理する。
第6条 支部員は、支部長を除いた事務所各課に勤務する者をもって、別に定める班に所属して支部の業務に従事する。
第7条 支所員は、支所長を除いたダム管理支所に勤務する者をもって、支部支所の業務に従事する。

(班の編成等)

第8条 支部には必要な班及び支所班を置く。
第9条 各班及び支所班の名称、所掌業務、細部の編成その他は、支部長が別に定める洪水対策編成表による。
第10条 前条第3項から6項までの規定に基づき職員は第5条の体制区分に応じ定める洪水対策体制編成表により行う。

(支部の設置)

第11条 局要領第4条により事務所に支部を置くほか事務所長は必要と認められた場合に支部を設置することができる。

(体制区分)

第5条 支部の体制区分は、次の各号に掲げるとおりとし、情勢に応じて支部長がこれを指令する。

- ※一 準備体制……利根川上流6ダムの貯水量が表一1に定める貯水量を下まわり、引続き日量200万㎡以上の補給が予想される場合。
- ※二 警戒体制……利根川上流6ダムの貯水量が表一1に定める貯水量を下まわり、日量500万㎡以上の補給が予想される場合。
- ※三 緊急体制……利根川上流6ダムの貯水量が低下し、取水制限等の措置が実施される場合。

(洪水対策業務)

第6条 支部または、支部支所は、次に掲げる業務を行う。ただし第九号～十号の業務は、本部長に連絡のうえ対処するものとする。（ただし、洪水対策本部設置前については、河川部長の了解を得て行わなければならない。）

- 一 気象情報の把握
- 二 降雨データの監視
- 三 ダム諸量データの監視
- 四 河川諸量データの監視
- 五 流況予測・水質予測
- 六 各利水施設の取水突退把握
- 七 貯水池の被蓄突退把握
- 八 ダムの操作運用に関する業務
- 九 広報
- 十 関係都県、水資源開発公団等との情報連絡
- 十一 その他、洪水対策のために必要な業務

(洪水対策資料)

第7条 支部長は、第6条に規程する業務を行うため必要な資料を整備しておかなければならない。

- ※ 準備体制の日量200万㎡
- ※ 警戒体制の日量500万㎡

については（別紙一1）の通り。

(報 告)

第8条 支部長は、次の各号の一に該当するときは、本部長に報告しなければならぬ。

- 一 洪水対策支部を設置したとき
- 二 洪水対策支部を解散したとき
- 三 洪水対策上重要な情報入手したとき

(洪水情報の伝達)

第9条 洪水情報の伝達は、別に定める伝達系統に従い行うものとする。

(流量等の通報)

第10条 洪水時の流量等の通報については、別に定める方法により行う。

(流量観測、水質測定)

第11条 流量観測、水質測定は、洪水対策中においては、別に定める方法により行い、その開始、終了は、支部長が発令する。

(洪水対策業務の優先)

第12条 洪水対策に関する業務は、一般業務に優先して行われなければならない。

二 洪水対策に関する通信及び機器の確保は、他に優先して行われなければならない。

(体制解除後の報告)

第13条 体制が解除されたときは、各班長及び各支所班長は、体制期間中の活動状況について、整理、とりまとめを行い支部長に報告するものとする。

(特 例)

第14条 洪水対策に関する業務の処理について本細則によりがたい時は、支部長の指示に基づき特例により行うことができる。

(附 則)

第15条 この細則は、昭和54年6月1日から施行する。

利根川ダム群別期別貯水量

(億 m³)

<表-1>

時 期	5 月	6 月	7 月	8 月
貯水量	2.3	2.0	1.7	1.5

※ 期別貯水量については(別紙-2)の通り。

(別紙-1)

細則第5条の補給量について

番号	渇水時の補給の状況			
	昭 53.7.20~8.5	昭 54.6.9~6.25	昭 55.6.10~6.26	
	10 ⁴ m ³ /日	10 ⁴ m ³ /日	10 ⁴ m ³ /日	
1	44	67	-89	※1 本表は近年の1,000万m ³ /日の補給に至った実例をとりあげ、その経緯を示したものである。 ※2 いずれの場合も、補給量が1,000万m ³ /日となる前に概ね200万m ³ /日台の補給を約5日間、500万m ³ /日台の補給を約5日程度行なっている。 ※3 実例に乏しく根拠としては不十分な点はあるがここでは本表を参考として 準備体制を200万m ³ /日 警戒体制を500万m ³ /日 とし、別途検討する、6ダムの貯水量等との組合せて、体制を検討する。
2	-7	181	203	
3	164	224	326	
4	267	212	396	
5	137	353	519	
6	72	500	612	
7	237	485	566	
8	274	452	682	
9	344	502	718	
10	429	578	868	
11	593	861	1,018	
12	707	871	1,105	
13	756	837	1,103	
14	457	994	1,170	
15	714	1,065	1,120	
16	906	1,115	1,131	
17	909	1,195	1,137	

(別紙-2)

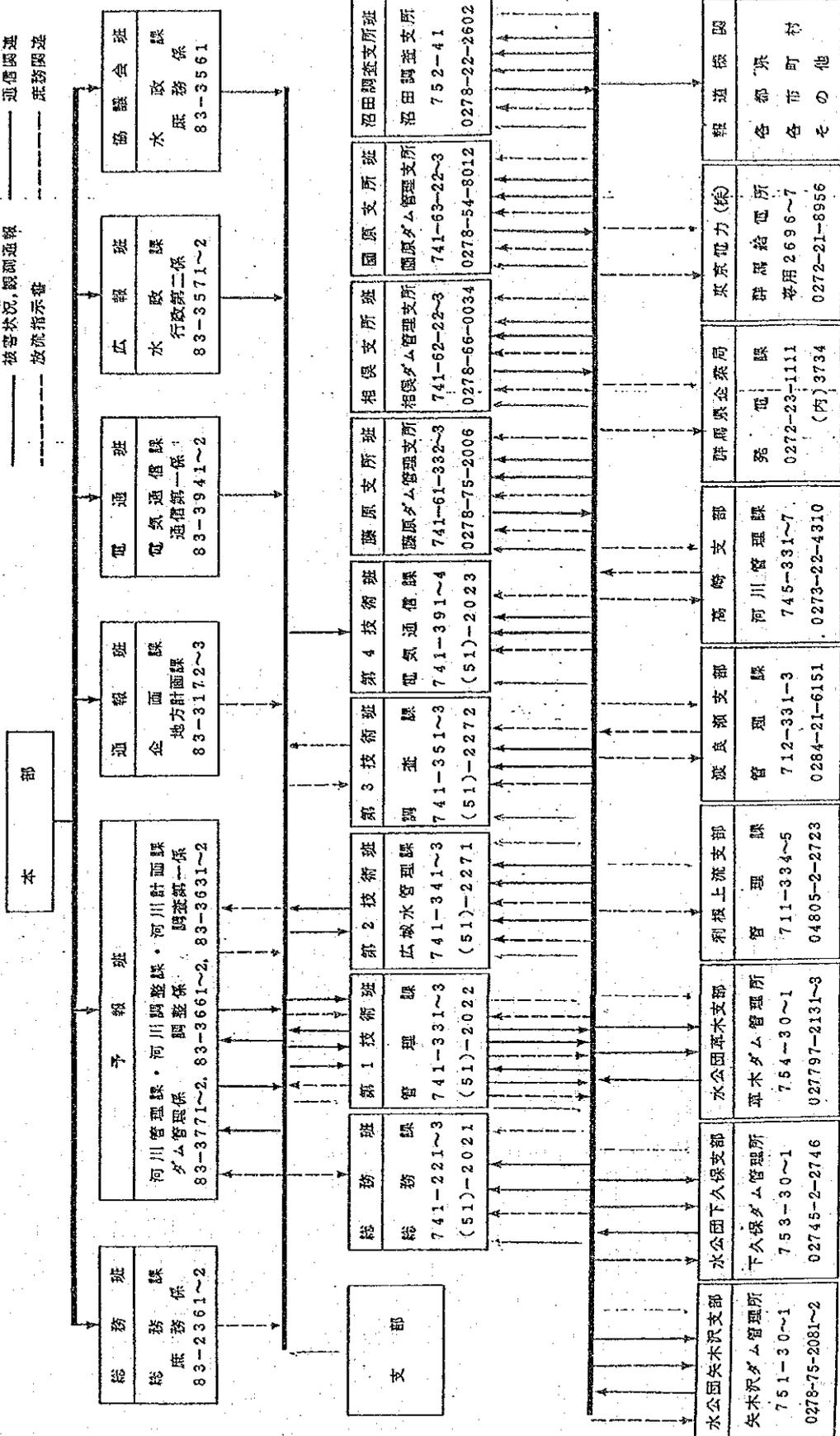
事務所の体制をとるべき、6ダム貯水量の目安

1. 9月は、局の上流水の振替えの目安が、6ダムの貯水量をパラメータとして70×10⁶m³となっている。
 2. 8月は同様の目安が6ダム貯水量をパラメータとして、140×10⁶m³となっているので上流ダム群の操作体制としては、それより5日程度早く入れる貯水量を考慮し、150×10⁶m³とする。
 3. 7月は同様の目安が6ダムの貯水量パラメータとして、160×10⁶m³となっているので8月と同様な考え方から、170×10⁶m³とする。
 4. 6月、5月はかんがい期を長期間強しているため、各月の必要量等を目安とする。
- (1) 6月については月間最大補給量はS55年の181×10⁶m³、また、局の上流水停止の目安が180×10⁶m³であることから、6ダム貯水量が200×10⁶m³となった時点とする。
- (2) 5月については、S47年の5月~6月の補給量が合わせて200×10⁶m³であった。この双方を勘案し、若干の余裕もみて230×10⁶m³とする。

通 報

1. 支部の治水情報伝達系統

- ダム情報
- 取水実績報告
- 本部長指令等
- 広報一般
- 支部長指令等, 気象情報
- 調査関連
- 情報
- 被害状況, 観測通報
- 通信関連
- 放流指示書
- 業務関連



2. 渇水時の観測及び通報

1) 水位・流量

区分	河川名	観測所	位 置		観測区分	観測体制				観測及び通報回数	備 考
			河口からの距離	所在地		水位	流量	単 独	協 助		
ダム	利根川	藤原ダム	河口から267.0km	群馬県利根郡水上町佐佐	—	—	—	—	—	利根状況	データ処理委託
	赤倉川	相模ダム	利根川合流点より10.8km	相模村相模	—	—	—	—	—	—	—
	片品川	藤原ダム	利根川合流点より17.1km	相模村相模	—	—	—	—	—	—	—
	利根川	矢木沢ダム	河口から300km	水上町藤原	—	—	—	—	—	—	—
	河原川	下久保ダム	利根川合流点より23.0km	多野郡石町保良山	—	—	—	—	—	—	—
	深良瀬川	草木ダム	利根川合流点より78.0km	多野郡栗村大字神戸	—	—	—	—	—	—	—
河川	利根川	相模ダム	利根川合流点より214.0km	利根郡水上町藤原	—	—	—	—	—	—	—
	利根川	岩本	河口から233.1km	沼田市岩本町	○	○	随時	随時	随時	—	—
	吾妻川	村上	利根川合流点より10.5km	北群馬郡小野上村村上	○	○	—	—	—	—	—
	利根川	駒橋	河口から202.6km	駒橋市石巻町	○	○	—	—	—	—	—
	深良瀬川	高森戸	利根川合流点より56.0km	山田郡大岡町高森戸	○	○	—	—	—	(改良)	—
	利根川	古河	利根川合流点より3.6km	茨城県古河市桜町	○	○	—	—	—	(利根上)	—
その他	利根川	八斗島	河口から181.5km	群馬県伊勢崎市八斗島	○	○	—	—	—	()	—
	利根川	栗原橋	130.4km	埼玉県北葛飾郡栗原町	○	○	—	—	—	()	—
	利根川	群馬用水		(取水口)群馬県沼田市岩本町大字町	○	—	—	—	—	(高崎)	—
	利根川	利根大塚		(位置)左隣・群馬県沼田市代田村上中森右隣・埼玉県行田市堤加	○	—	—	—	—	(利根上)	—
	深良瀬川	高森戸逆淵		()群馬県山田郡大岡町大字高森戸	○	—	—	—	—	(改良)	電線送給
	利根川	下久保		()多野郡石町大字丸石	○	—	—	—	—	(高崎)	—
その他	天狗岩用水		群馬市	○	—	—	—	—	—	利根状況	同時観測
	大正			○	—	—	—	—	—	—	—
	扶の水			○	—	—	—	—	—	—	—
	広瀬川			○	—	—	—	—	—	—	—
	粉原放水路			○	—	—	—	—	—	—	—
	利根川	船橋(上)			○	—	—	—	—	—	—

2) 雨量

流域名	観測所	位 置			所在地	観測施設	設置者	備 考
		緯度(分)	北 緯	東 経				
矢木沢ダム	矢木沢	868	36°54'30"	139°03'27"	群馬県利根郡水上町藤原(ダム管理所)	テレメーター	公 団	データ処理委託
	深良沢	867	36 57 01	139 02 02	—	—	—	—
	小種口	952	36 58 20	139 06 37	—	—	—	—
藤原ダム	藤 原	667	36 48 14	139 02 26	—	—	利根状況	—
	湯の小滝	850	36 52 18	139 05 05	—	—	—	—
	空 川	735	36 50 38	139 03 04	—	—	—	—
相模ダム	湯 原	500	36 45 54	138 58 24	—	—	—	—
	相 模	572	36 42 88	138 58 53	—	—	—	—
	永 井	947	36 44 23	138 50 19	—	—	—	—
國原ダム	川 吉	661	36 44 50	138 58 34	—	—	—	—
	國 原	582	36 38 05	139 10 48	—	—	—	—
	戸 倉	1300	36 51 58	139 14 49	—	—	—	—
	丸 沼	1440	36 49 18	139 20 32	—	—	—	—
	猿 田	760	36 45 56	139 18 84	—	—	—	—
	泉 良	1090	36 43 00	139 16 00	—	—	—	—
吾妻流域	折 地	955	38 36 00	139 16 25	—	—	—	—
	倉 見	1150	36 38 12	139 16 42	—	—	—	—
	草 津	1145	36 37 15	138 36 25	—	—	—	—
	中之条	350	36 35 07	138 51 19	—	—	—	—
	応 桑	1100	36 26 09	138 36 06	—	—	—	—
	本 宿	550	36 30 24	138 45 25	—	—	—	—
鳥川流域	四 万	695	36 41 01	138 46 03	—	—	—	—
	広 場	585	36 30 43	138 55 08	—	—	—	—
	三の倉	400	36 24 54	138 48 12	—	—	—	—
	松井田	340	36 19 18	138 45 36	—	—	—	—
	下仁田	250	36 12 21	138 47 18	—	—	—	—
	神津下	795	36 14 34	138 38 26	—	—	—	—
鳥川流域	高 岡	179	36 14 36	138 51 53	—	—	—	—
	相模ヶ原	353	36 25 46	138 57 45	—	—	—	—
	伏 馬	25	36 21 25	138 52 12	—	—	—	—
	奥の庄	583	36 08 19	138 41 52	—	—	—	—

流域名	観測所	標高(m)	位 置			観測施設	設置者	備 考
			北 緯	東 経	所 在 地			
下久保ダム	下久保	355	36°07'30"	139°01'36"	埼玉県児玉郡神泉村大字矢筈(ダム管理所)	テレメーター	公 団	ダムの処理装置
	三 枝	731	36 03 57	138 42 18	群馬県多野郡上野村大字橋保	"	"	"
	万 崎	345	36 06 45	138 55 16	" " 万崎町可並 109-2	"	"	"
利根川流域	沼 田	316	36 38 12	139 02 08	" 沼田市湯根町(沼田調査所)	"	利根水管	"
	前 沼	105	36 24 04	139 08 54	" 前橋市元総社町(水管事務所)	"	"	"
	旗 川	238	36 29 55	138 59 58	" 旗川市 121-1(利根水系砂防事務所)	"	利根水系	"
	苑 知	490	36 41 43	139 03 59	" 沼田市苑知新田町(池田小学校)	"	利根水管	"
	玉 原	1,175	36 03 41	139 04 09	" " 上落知町玉原 2285-3	"	東 電	"
	高 崎	97	36 19 14	139 00 09	" 高崎市高松町 39	"	高崎工事	"
	利根川橋	28	36 12 30	139 30 39	" 邑楽郡明和村大字川保	"	利 根 上	"
	八斗島	53	36 15 00	139 12 00	" 伊勢崎市八斗島町	"	"	"
栗 橋	22	36 08 24	139 42 24	埼玉県葛飾郡栗橋町	"	"	"	
草木ダム	草 木	457	36 32 23	139 22 38	" 勢多郡栗村大字田岡字宮沢向 564 の 6	"	公 団	"
	細 尾	1,220	36 42 34	139 31 02	栃木県上野原郡足尾町字新南四有林内	"	"	"
	久 保	1,100	36 41 23	139 26 30	" " " " " "	"	"	"
	地 蔵	1,060	36 36 32	139 27 44	" " " " " "	"	"	"
	銀 山	840	36 39 10	139 24 36	" " " " " "	"	"	"
渡良瀬流域	餅ヶ瀬	1,060	36 37 38	139 21 54	" " " " " "	"	"	"
	大 岡	192	36 26 17	139 16 36	群馬県山田郡大岡町字大岡	"	渡良瀬	"
	楢 沢	720	36 32 40	139 15 8	" 勢多郡湯根村大字楢沢	"	"	"
	津久原	361	36 30 31	139 24 56	" 桐生市梅田町津久原 5-2334	"	"	"
	相 合	102	36 23 40	139 20 23	" " 小梅町 206	"	"	"
	落 合	230	36 31 13	139 33 39	栃木県上野原郡栗野町大字上永野 1603	"	利根上	"
	足 利	42	36 19 54	139 26 56	" 足利市通 5丁目 2815	"	渡良瀬	"
	作 原	420	36 28 3	139 29 11	" 安蘇郡田沼町字飛駒 4977	"	"	"
	常 盤	190	36 26 39	139 36 3	" 碓氷町大字仙波 1537	"	"	"
	壬 生	55	36 24 38	139 48 51	" 下部町壬生町大字藤井	"	利根上	"
	草 久	340	36 38 16	139 36 20	" 鹿沼市草久	"	"	"
鹿 沼	140	36 33 41	139 45 22	" " 府中町	"	"	"	
藤 岡	23	36 15 37	139 39 32	" 下部町藤岡町大字藤岡	"	"	"	

3) 水 質

河川名	地点名	位 置		観 測 体 制			調 査 ・ 分 析 項 目	採水担当	分析及び 通報担当	備 考
		所 在 地	所 在 地	単 獨	協 同	緊急				
利根川	扇原ダム	河口から267.0km	群馬県利根郡水上町橋保	適宜	適宜	適宜	健康、生活環境、畜産養化、一般	扇原支所	百原課	期 負
赤谷川	相模ダム	利根川合流点より10.9km	" " 新市村橋保	"	"	"		相模 "	"	"
片島川	保原ダム	" 17.1km	" " 利根村橋保	"	"	"		扇原 "	"	"
利根川	岩 本	河口から233.1km	" 沼田市岩本町(鏡戸ダム)	"	"	"	健康、生活環境、一般	調査課	調査課	"
"	群馬大橋	" 20.26km	" 前橋市石台町	"	"	"		"	"	"

湧水対策業務の運営要領

3. 広報及び情報連絡

1) 広 報

支部細則第6条9号に該当する広報は、第二技術班長（広城水管理課長）が担当し、詳細については「湧水時における対応について」（昭和58年6月13日付水政課長河川調整課長からの事務連絡）による。

2) 情報連絡

支部細則第6条10号に該当する情報連絡は、第一技術班（管理課）及び第二技術班（広城水管理課）が担当し、関係機関は次表のとおりとする。

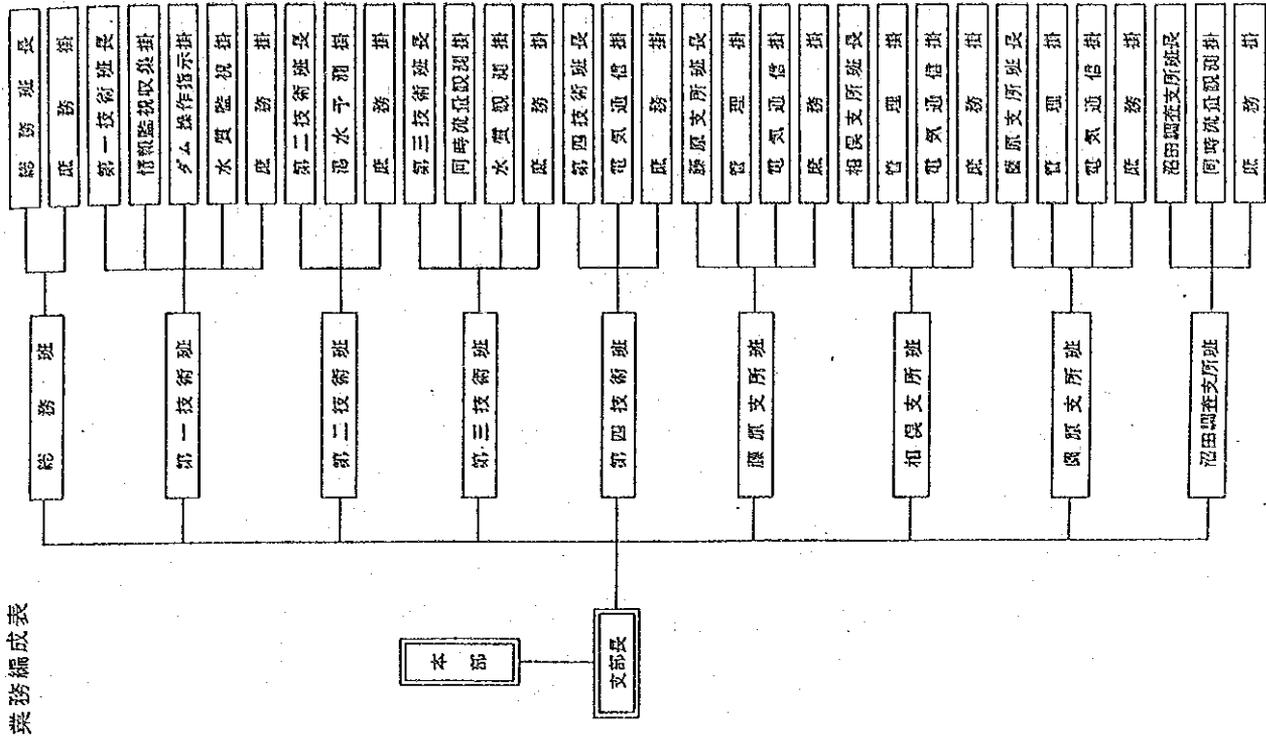
群馬県	千葉県	水公園	埼玉県	東京都	東京都	茨城県
-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----

1. 体制区分

湧水対策支部細則（以下「細則」という）第5条による体制区分の基準は支部長が湧水状況等により適宜変更できるものとする。

2. 業務編成

細則第3条による利根川ダム統合管理事務所職員の湧水時における編成は、業務編成表のとおりとする。



3. 漏水対策体制編成表

班名	業務内容	体制区分			備考
		準備	警戒	緊急	
支部長	総括指揮、監督	事務所長	事務所長	事務所長	
副支部長	支部長の補佐	副所長	副所長	副所長	
総務班	総務班長	班務総括	総務課長	総務課長	総務課長
	総務副班長	班務総括の補佐	総務課専門職	総務課専門職	総務課専門職
	庶務掛	庶務一般	庶務係長	庶務係長	庶務係長
第一技術班	第一技術班長	班務総括、渉外業務	管理課長	管理課長	管理課長
	情報監視収集掛	利根川上流域の降雨、河川諸量、ダム諸量、気象情報等の収集及連絡	管理課管理係	管理課管理係	管理課管理係
	ダム操作指示掛	ダム補給計画案の作成及ダム補給操作指示	管理課管理係	管理課管理係	管理課管理係
	水質監視掛	3ダムの水質の測定	管理課工務係	管理課工務係	管理課工務係
第二技術班	第二技術班長	班務総括	広水課長	広水課長	広水課長
	洪水予測掛	広域的な流況監視及び洪水状況の把握、低水流量の予測	広水課計画係	広水課計画係	広水課計画係
第三技術班	第三技術班長	班務総括	調査課長	調査課長	調査課長
	同時流量観測掛	村上、天狗岩用水、大正用水、桃の木用水、広瀬用水、柳原放水路、前橋(上)、石倉の9地点の同時流量観測	調査課調査係	調査課調査係	調査課調査係

班 名	業 務 内 容	体 制 区 分			備 考	
		準 備	警 戒	緊 急		
	水質観測掛	岩本、群馬大橋における水質測定	調査課計画係	調査課計画係	調査課計画係	
第四技術班	第四技術班長	班務総括	電気通信課長	電気通信課長	電気通信課長	
	電気通信掛	無線関係機器、その系統及機械の保守・点検・整備	通 信 係	通 信 係	通 信 係	
藤原支所班	藤原支所班長	班務総括	支 所 長	支 所 長	支 所 長	
	管 理 掛	水文資料の収集、分析、伝達、ゲートの操作及放流警報の通知	管 理 係	管 理 係	管 理 係	
	電気通信掛	無線関係機器、ダム関係の機械の保守・点検・整備	電気通信係	電気通信係	電気通信係	
相模支所班	相模支所班長	班務総括	支 所 長	支 所 長	支 所 長	
	管 理 掛	水文資料の収集、分析、伝達、ゲートの操作及放流警報の通知	管 理 係	管 理 係	管 理 係	
	電気通信掛	無線関係機器、ダム関係の機械の保守・点検・整備	電気通信係	電気通信係	電気通信係	

班 名	業 務 内 容	体 制 区 分			備 考	
		準 備	警 戒	緊 急		
園原支所班	園原支所班長	班務総括	支 所 長	支 所 長	支 所 長	
	管 理 掛	水文資料の収集、分析、伝達、ゲートの操作及放流警報の通知	管 理 係	管 理 係	管 理 係	
	電気通信掛	無線関係機器、ダム関係の機械の保守・点検・整備	電気通信係	電気通信係	電気通信係	
沼田調査支所班	沼田調査支所班長	班務総括	支 所 長	支 所 長	支 所 長	
	同時流量観測班	岩本の同時流量観測を行なう	技 術 係	技 術 係	技 術 係	
	庶 務 掛	水文資料の収集、分析、通知、情報連絡	庶 務 係	庶 務 係	庶 務 係	

緊急体制時における「緊急体制時情報監視収集特別掛」について

緊急時には情報監視収集特別掛を配置する。

情報監視収集特別掛長は、情報監視収集特別掛長の指示により下記の要領に従い、業務を遂行する事。

記

1. 情報監視収集特別掛の構成は次表のとおりとする。

掛長	広域水管理課長	備考
掛員	広域水管理課—係長、係員 管理課—係長、係員 調査課—係員 電気通信課—係員、係員 庶務課—係員	落合宿舎に居住するもので就職成を組む。

2. 情報監視収集特別掛員は、業務成果として、様式-1に示す「緊急体制時情報監視収集業務報告」に所定の事項を記入する事。

3. 情報監視収集特別掛員は、業務成果を毎朝8時30分に情報監視収集特別掛長に提出する事。

情報監視収集特別掛長は、業務成果を支部長に報告する事。

4. 情報監視収集特別掛員は、2の作業により、流況気象状況等で大きな変化を認めた場合は、情報監視収集特別掛長に早急に連絡を行う事。

尚、情報監視収集特別掛長が不在の場合は、連絡順位に従って連絡するものとする。

連絡順位	氏名	備考	その他
5	支部長		
1	情報監視収集特別掛長		
2	第一技術班長		
3	池水予別掛		
4	ダム操作指示班		

濁水緊急体制時夜間休日情報監視収集業務報告

利根川ダム統合管理事務所

月	日	時及び22時の監視
当番	氏名	

1. 河川流量の監視

- ① 流域内河川流量の監視 (資料-1)
- ② レーダー雨量計による監視 (資料-2、ディスプレイによりハードコピーを取っておく事)
- ③ 流況図の作成 (電算機を立ち上げ、プロッターにより作成)
- ④ 天気予報 (天気予報 (テレビ放送をビデオに取り、TEL177で確認する))
- ⑤ 総合評価 (資料-3)

① 流域内河川流量の監視

(資料-1)

地点	標高	見廻り時刻流量		所見
		日	時	
1 岩本				※ 標高流量については情報監視取扱特別掛長が示すものとする。
2 村上				
3 岩泉				
4 前橋				
5 八斗島				
6 大堰下流				
7 古河				
8 栗橋				
9 野田				
10 布川				
11 高井戸				
その他特記事項				

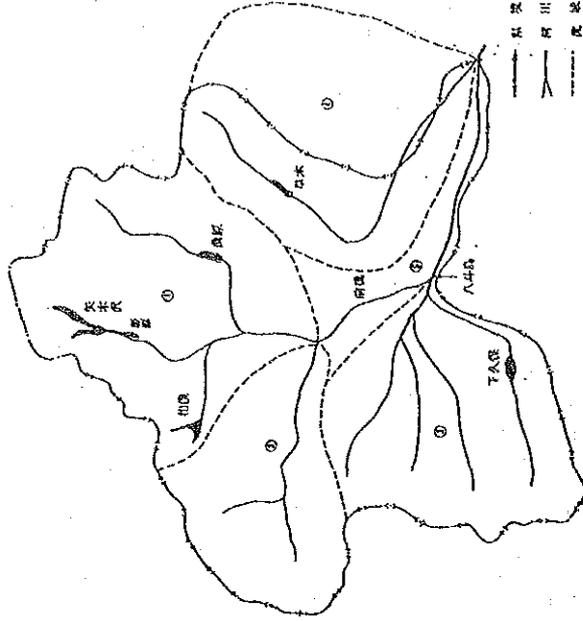
。見廻り時刻流量：監視時間のデータ・ディスプレイより読み取り値を記入する。

。所見：特に大きな変化があれば記入する。

(資料-2)

② レーダ雨量計による監視

。現況に雨域があったら下図に  で示す。また、履歴再生し、ハードコピーもとること。



。レーダに雨域があったら、ディスプレイにより地上雨量を確認し、流域累加雨量と降雨時間を記入する。

流域	累加雨量	降雨時間
	mm	時 ~ 時
① 利根		~
② 吾妻		~
③ 烏神流		~
④ 渡良瀬		~
⑤ 残流域		~
八斗島上流域		~

(資料-3)

④ 天気予報

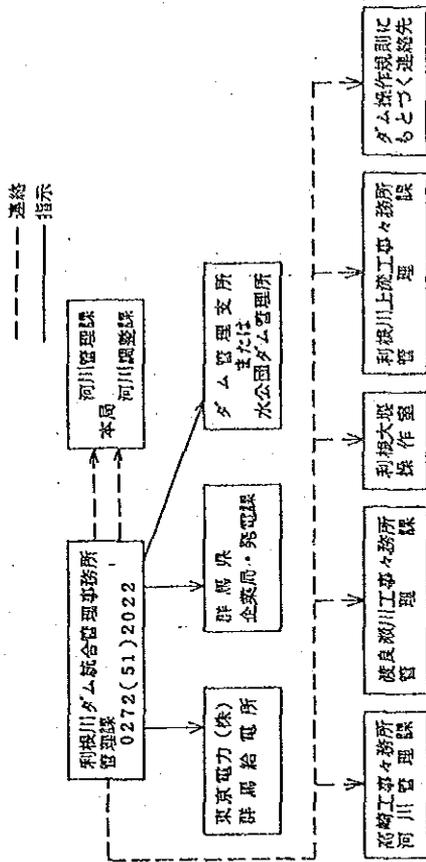
発表時刻	月 日	時発表	月 日	時発表
TEL 177				

- 。予報内容を記入する。
- 。テレビ放映をビデオに取る。

⑤ 総合評価

月	日	時	月	日	時

4. ダム放流の指示・連絡
ダム放流の指示及び連絡は、次のとおりとする。

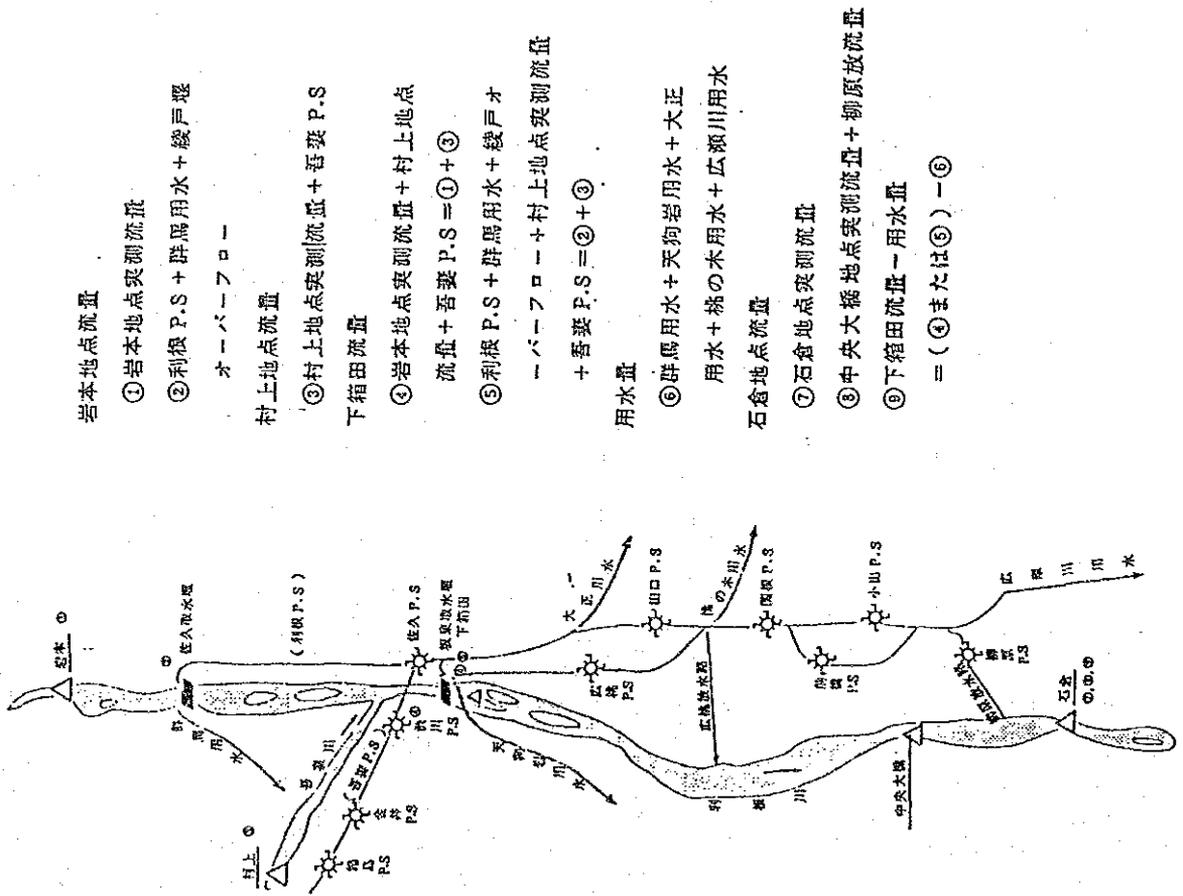


5. 同時流量観測

利根川岩本地点から前橋市石倉地点の本川筋の水収支を把握するための同時流量観測地点は、次のとおりとする。

1. 岩本水位観測所
2. 村上水位観測所
3. 天狗岩用水
4. 大正用水
5. 桃の木用水
6. 広瀬川用水
7. 柳原放水路
8. 中央大橋
9. 石倉

5. 同時流量観測図



岩本地点流量

① 岩本地点突測流量

② 利根P.S. + 群馬用水 + 綾戸堰

オーバーフロー

村上地点流量

③ 村上地点突測流量 + 香妻P.S.

下箱田流量

④ 岩本地点突測流量 + 村上地点

流量 + 香妻P.S. = ① + ③

⑤ 利根P.S. + 群馬用水 + 綾戸オ

ーバーフロー + 村上地点突測流量

+ 香妻P.S. = ② + ③

用水量

⑥ 群馬用水 + 天狗岩用水 + 大正

用水 + 桃の木用水 + 広瀬川用水

石倉地点流量

⑦ 石倉地点突測流量

⑧ 中央大橋地点突測流量 + 柳原放流量

⑨ 下箱田流量 - 用水量

= (④ または ⑤) - ⑥

§ 2 洛東江テレメータシステム維持管理体制について

2-1 テレメータシステムの維持管理における留意事項

- 2-1-1 テレメータシステムの保守
- 2-1-2 放流警報システムの保守
- 2-1-3 テレメータの欠測原因の分析と対策
- 2-1-4 避雷対策

2-2 テレメータシステムの維持管理体制

- 2-2-1 組織規程と事務取扱規程
- 2-2-2 電気通信施設保守基準（案）
- 2-2-3 維持保守の業務委託について
- 2-2-4 業務委託設計費（案）と予算規模

2-3 外部団体の育成と役割

- 2-3-1 （社団法人）建設電気技術協会の役割

2-1. テレメータシステムの維持管理における留意事項

2-1-1 テレメータシステムの保守

1-1 一般事項

テレメータシステムを長期間安定に運用していくためには、すべての機器が完全に保守され、かつ目的に最もかなうよう絶えず改善されていくことが必要である。このためには保守要員の確保とたえざる技術の向上をはからなければならない。

保守は点検・整備、調整、修理に大別される。

点検には、毎日データを収集する際に行う毎日点検と、現地にて各機器の動作状態を把握するために行う毎月点検と、各機器の詳細点検及び局舎等周辺状況の整備をするために行う年点検があり、また台風襲来、大出水の直後に局舎周辺の異常の有無の確認及び故障修理のために行う臨時点検がある。

点検は保守の最も基本をなすもので、機器の傾向を知り、また障害を未然に発見してテレメータシステムの障害率を極力少なくするために、決しておろそかにしてはならない。この為、点検責任者、点検間隔、点検グループの構成人員、点検要領、チェックリスト等を定めた点検マニュアルを整備する必要がある。

調整は点検時の測定によって許容値を超えた部分について行いが、技術レベルの高い技術者によって行わなければならない。

修理は、障害発生後直ちに行わなければならない。現地での修理は、環境、測定器、電源等を考えると困難なことが多く、この為予備機又は予備シートの交換によって故障を復旧させ、障害シートは事務所等で修理を行うことが必要である。このようにすることによって復旧時間も短縮される。

点検、調整、修理何れの場合でも実施後は、保守上の参考とするため測定値、故障内容、処置状況等を履歴簿に記録しておくことが必要である。

1-2 点検・整備

1) 毎日点検：監視局から各観測局を順次呼出し返送信号の音質、音量、雑音等をモニタし、データをタイプアウトすることにより各局の状態を把握する。

- 呼出制御動作確認
- 各局起動状況及び観測データの確認
- 返送信号レベル及び電波伝はん状況把握

- タイプライタ動作及び記録内容の確認
- 中継局の動作状況，各観測局の電源状態の確認
- 表示盤のデータ表示動作及び表示データの確認

毎日点検によって異常と思われるものがあれば記録に止め，観測局点検時の重点点検項目とする。

- 2) 毎月点検：各観測局等を土木技術者及び電気通信技術者が1組となって巡回点検を実施し，各部の点検及び，測定を行い点検表に記載すると同時に前回のデータと比較検討する。

- 局舎，困障の点検清掃
- 空中線，給電線の目視点検
- 雨量計集水マス清掃
- 太陽電池表面の汚れ，キズ点検
- 雨量計，太陽電池に支障となる枝葉の伐採
- 各機器の各部電圧，電流及びSWR等測定検討
- 電池の電解液の液面の点検
- 監視局対向通話テスト及びS/N測定
- 記録用紙，ペン，インク及び，時計等の点検
- 観測値とテレメータ伝送値との校正
- 各機器相互間の電線，ケーブル類の端子及びネジのゆるみ等点検

点検によって発見した不良箇所については整頓なものであっても速かに改善修理を行わなければならない。

- 3) 年点検：毎月点検の項目のほかに局舎周辺の地這り，山崩れ等の危険カ所の整備を行い，出水時に十分対処出来る様実施する。特に新しく盛土等整地を行なった場合は降雨後の地這りや石垣等の変化に十分気をつける必要がある。年点検については特に高度な技術者が直接行い必要がある。

- 毎月点検時に実施する項目
- 変復調特性点検（群，個別等の信号により行い。）
- 局舎周辺盛土，石垣等状況点検手直し
- 給電線等各種ケーブル類の外観点検補強

- 局舎，囲障等破損カ所の点検補修
- 4) 臨時点検：各観測局において観測値に異常を生じた場合，日常点検等において異常を認められた場合又は，周辺に災害が発生し設置状況から，地沁り，山崩れ等の心配のある場合に随時現地の点検を行う必要がある。
- 特に異常出水，異常降雨に対して危険が予想される観測局について，局舎周辺を重点的に点検し補強又は補修を行う。
- 機器等の不良と思われる場合は，観測状況より不良カ所を判断し，予備シート等を持参し，取替修理を行う。

1-3 調 整

点検等の測定値が，許容値を越えている場合は，調整を行って規定値にあわせる必要がある。

調整は，高度な技術者によって行われる必要があり，担当の技術者が，経験を積みまては，できるならばメーカーの技術者によって行われることが望ましい。

1-4 現地調査及び検討

テレメータシステムの障害には，装置本体による障害によるものほかに，接続される外部線路，伝送路等の影響による障害も数多く見受けられる。これらは運行時には発見しづらいもので，設置後，原因不明の障害事故となりやすいものである。これらは長時間かけて原因の追求を行い，その結果により改善を計らねばならない。

1) 伝送路上の問題

イ) 無線回線上的問題

- 着信電界の変動
- 混信状況
- インターフェイス上の問題（既設無線機利用の場合等）

ロ) 他の回線等の使用上の問題

- レベル変動
- 周波数ずれの有無
- 回線断，リング断 etc
- ノイズ等による影響

- 2) センサと接続した場合
 - インターフェイス上の問題, その他
- 3) 電源電圧変動
- 4) 機器据付後周囲条件が変わったもの

これらの原因を追求して行く上には, 長期間記録をとる必要も出て来る。

また, 前述の各種点検が充分に行われていると, その記録から原因の追求等が容易に行うことのできる場合も多いと考えられる。

1-5 修 理

テレメータシステムに障害が発生し, 修理を必要とする場合には復旧時間を極力短くすることに努めなければならない。現地では, 十分な修理が必ずしも可能でないことから, 各種予備シート及び予備品を準備し, 故障発見時には, 現地において不良シートと交換し, テレメータの動作を回復させ, 監視局等に於いて, 不良シートの修理を行い, これを再び予備シートとして次に備えることが必要である。

観測局が多数設置されている場合は, 監視局に, 観測局装置を予備として1局分(必要により複数局)準備し, 電源を投入し動作状態として, 故障発見の訓練や不良シート発生時には, テスト局として監視局内で確認が出来る様に対処するのが望ましい。

予備品については, ヒューズ, ランプ, 蒸留水等は, 現地観測所に, 半導体, 抵抗, コンデンサ等は, 監視局に常時保管する。修理完了後, 障害の状況, 故障箇所, 交換部品等の記録を必ず行うこと。なお, 予備品についても現況を常に把握して不足品は必ず補充しておく必要がある。

1-6 測定器

テレメータシステムを保守するうえで次の測定器を必要とする。

測定器 規格等 測定項目	テスタ	移動無線試験器		記録計	周波数計	テレメータ 試験器	シンクロ スコープ
	電圧計 電流計 抵抗計	低周波電力計 直線検波器 レベル計 通過型発振器	無線周波 発生器	アナログ式 電圧又は 電流用	デジタル 型	呼出及び 送信符号 測定用	各種波形 観測
1 回線 S/N		○					
2 空中線 SWR		○					
3 送受信周波数及 び各種信号周波数					○		
4 受信感度		○	○				
5 交調度		○	○				
6 送受信信号波形 確認							○
7 テレメータ信号 確認						○	○
8 電圧電流変動 (受信電圧など)				○			○
9 各部電圧電流点検	○						

2-1-2 放流警報システムの保守

4-1 一般事項

放流警報システムを長期間安定に運用していくためには、すべての機器が完全に保守され、かつ目的を達成できるよう絶えず改善されていくことが必要である。

このためには保守要員の確保とたえざる技術の向上を図らなければならない。

保守は点検・整備、調整、修理に大別される。

点検には、監視制御局から行う点検制御の際に行う毎日点検と、現地で各機器の動作状態を把握するために行う毎月点検と、各機器の詳細点検及び局舎等周辺状況の整備をするために行う年点検があり、また台風発生、大出水の直後に局舎周辺の異常の有無の確認及び故障修理のために行う臨時点検がある。

点検は、保守の最も基本をなすもので、機器の傾向を知り、また障害を未然に発見して放流警報システムの障害率を極力少なくするために、決しておろそかにしてはならない。このため、点検責任者、点検間隔、点検グループの構成人員、点検要領、チェックリスト等を定めた点検マニュアルを整備する必要がある。

調整は、点検時の測定によって許容値を超えた部分について行うが、技術レベルの高い技術者によって行わなければならない。

修理は、障害発生後直ちに行わなければならない。現地での修理は、環境、測定器、電源等を考えると困難なことが多く、このため予備機又は予備シートの交換によって故障を復旧させ、障害シートは事務所等で修理を行うことが必要である。このようにすることによって復旧時間も短縮される。

点検、調整、修理何れの場合でも実施後は、保守上の参考とするため測定値、故障内容、処置状況等を観歴簿に記載しておくことが必要である。

1-2 点 検

(1) 毎日点検

制御監視局から各警報局を順次点検制御し、返送信号の音質、音量、雑音等をモニタし、点検結果をタイプアウトすることにより各局の状態を把握する。

- 呼出制御動作確認
- 各局起動状況及び返送信号の確認
- 返送信号レベル及び電波伝はん状況把握
- タイプライタ動作及び記録内容の確認
- 中継局の動作状況、各警報局の電源状態の確認

毎日点検によって異常と思われるものがあれば、速やかに調査し修理を行わなければならない。

(2) 毎月点検

各警報局の巡回点検を実施し、各部の点検及び測定を行い、点検表に記載すると同時に前回のデータと比較検討する。

- 局舎、目障りの点検清掃
- 空中線、給電線の目視点検
- 各機器の各部電圧、電流及びSWR等測定検討
- 制御監視局対向通話テスト及びS/N測定
- 動作状態と確認信号の対応点検
- サイレンの起動試験及び回転方向の確認
- 拡声装置の動作試験
- 電池の電解液の液面の点検
- 各機器相互間の電線、ケーブル類の端子及びネジのゆるみ等点検
- 太陽電池表面の汚れ、キズ点検
- 太陽電池に支障となる枝葉の伐採

点検によって発見した不良箇所については、軽微なものであっても速やかに改善修理を行わなければならない。

(3) 年点検

毎月点検の項目のほか、局舎周辺の地沈み、山崩れ等の危険箇所の整備を行い、出水時に十分対処できる様実施する。特に新しく盛土等整地を行った場合は降雨後の地沈みや石垣等の変化に十分気をつける必要がある。

年点検については特に高度な技術者が直接行う必要がある。

- 毎月点検時に実施する項目
- 交復調等世点検（詳、個別、項目等の信号により行う。）
- 送電線等各種ケーブル類の外観点検補強
- 局舎、巨障等破損箇所の点検補修
- 局舎周辺盛土、石垣等の状況点検手直し

(4) 随時点検

各警報局において動作に異常を生じた場合、日常点検等において異常を認められた場合又は周辺に災害が発生し、設置状況から地沈み、山崩れ等の心配のある場合には、随時現地での点検を行う必要がある。

- 機器等の不良と思われる場合は、動作状況より不良箇所を判断のうえ、予備シート等を持参し、取替修理を行う。
- 特に異常出水、異常降雨に対して危険が予想される警報局について、局舎周辺を重点的に点検し、補強又は補修を行う。

1-3 調 整

点検等の測定値が許容値を超えている場合は、調整を行って規定値にあわせる必要がある。

調整は、高度な技術者によって行われる必要があり、担当の技術者が経験を積むまでの間、できるならばメーカーの技術者によって行われることが望ましい。

1-4 障害の調査

放流警報システムの障害には、装置本体による障害によるもののほか、接続される外部線路、伝送路等の影響による障害も数多く見受けられる。これらは据付時には発見しづらいもので、設置後、原因不明の障害事故となりやすいものである。これらは長時間かけて原因の追究を行い、その結果により改善を図らねばならない。

(1) 伝送路上の問題

ア 無線回線上の問題

- 着信電界の変動
- 送信状況
- インターフェイス上の問題（既設無線機利用の場合等）

イ 他の回線等の使用上の問題

- レベル変動
- 周波数ずれの有無
- 回線断、リング断等
- ノイズ等による影響

(2) 電源電圧変動

(3) 機器据付後周囲条件が変わったもの

これらの原因を追究して行く上には、長期間記録をとる必要も出てくる。また、前述の各種点検が充分に行われていると、その記録から原因の追究等が容易に行うことのできる場合も多いと考えられる。

1-5 修 理

放流警報システムに障害が発生し、修理を必要とする場合には復旧時間を極力短くすることに努めなければならない。現地では、十分な修理が必ずしも可能でないことから各種予備シート及び予備品を準備し、故障発見時には現地において不良シートと交換し、放流警報の動作を回復させ、制御監視局等において不良シートの修理を行い、これを再び予備シートとして次に備えることが必要である。

警報局が多数設置されている場合は、制御監視局に警報局装置を予備として1局分(必要により複数局)準備し、電源を投入し動作状態として、故障発見の訓練や不良シート発生時にはテスト用として制御監視局内で確認ができる様に対処するのが望ましい。

予備品については、ヒューズ、ランプ、蒸留水等は現地警報局に、半導体、抵抗、コンデンサー等は、制御監視局に常時保管する。修理完了後、障害の状況、故障箇所、交換部品等の記録を必ず行うこと。また、予備品についても現況を常に把握して不足品は必ず補充しておく必要がある。

1-6 測定器

放流警報システムを保守するうえで次の測定器を必要とする。

測定項目	測定器 規格等	テスタ	移動無線試験器		記録計	周波数計	シンクロ スコープ
		電圧計 電流計 抵抗計	低周波電力計 直線検波器 レベル計 通電器	無線周波 発生器	アナログ式 電圧又は 電流用	デジタル 型	各種波形 類
1. 回線 S/N			○				
2. 空中線 SWR			○				
3. 送受信周波数及 び各種信号周波数						○	
4. 受信感度			○	○			
5. 交調度			○	○			
6. 送受信信号 確認						○	○
7. 電圧電流変動 (受信電圧など)					○		○
8. 各部電圧電流点検		○					

2-1-3 テレメータ欠測原因の分析と対策

(1) 欠測概論

テレメータの欠測は、何らかの障害によるデータの欠落又は欠損と異常に分類できる。データの欠落(損)は、テレメータシステムを構成する各種装置や伝送路系の条件によって発生するため全般に亘り、異常値は主にセンサーやその周辺の条件で局部的に発生することが多く、その他の部分で発生することは希である。

以下に主な欠測要因を示す。

- センサー
- 外部要因
 - └ 誘雷
 - └ 混信
- 回線不安定

(2) 原因分析

A. センサー

センサーに關係するデータの欠落や異常値の発生率も過去の調査例では、雨量計全体で約0.2%、水位計全体で約3.6%となっており、水位計の方がはるかに大きい。

水位計機種別での発生率は、水研62式(Wall式)、気泡式、デジタル式の順であり、圧力式が最つとも低かった。

水位計データの欠落や異常の要因は、①河床低下による測定不能、②洪水等による測定柱の流失(雨水を含む)や導水管の堆砂、③気泡管内の目づまり、④測定柱の接点不良が顕著であり、また雨量計データは異常値となる例が多く、主には受水器下部のろ過網に枯葉等がつまり雨水が流れないための転倒料の不動作によるものや雨量検出の水銀リレー等である。

B. 外部要因

(A) 誘雷

落雷、誘雷による被害を軽減するために避雷対策が講じられてきたが、完全に防止できるものはない。雷害では、直接雷に近いものは機器が焼損し全面欠測となるが希れであり、一般的には誘雷によって線間の電位差から耐圧の低い部分が懷われデータの欠落や異常となるものである。その多くは水位テレメータのセンサーとテレメータ部が離れれば発生している。

(B) 混信

外国の放送波とテレメータ系周波数が同一又は隣接している場合に発生しており、常時発生することではなくスプラディクEの電離層の発生に比例し、またその強弱も異なり最悪の場合D/Uを満足せずに観測不能となる場合がある。

C. 回線不安定

テレメータの観測局は、監視局又は中継局から山岳間に放射状に設置されるため伝搬路の条件が悪く、多くは見通し外である。このため、受信電界が弱く反射波の影響を受けやすい。

反射波の強い伝搬路では、四季によって諸条件が変化し欠測となる確率が高い。

(3) 対策

A 保守体制

一般的にはテレメータ局の中でセンサー以外は電気通信技術者が設置し保守を担当し、またセンサーは水文技術者が設置(一部雨量計等簡易なものは前者が設置する例が多い)し、保守を担当する場合が多い。このような時、別々に保守を行うと保守のためのデータ欠測がそれぞれに発生するしやセンサーとテレメータ信号部の接続で不都合が生じ欠測となる例がある。

円滑な運用を行うために保守を合同体制とするか、又は電気通信技術者がセンサー部まで設置し、双方併せて保守できる体制とするのが望ましい。

B. システムの改善

(A) 避雷対策や保守体制が万全であっても、回路素子の劣化による短期間の欠測を皆無とすることは不可能である。このようなことから洪水、利水の重要なテレメータ局にあっては機器の二重化、ルート二重化、近接地点設置の代用化等を検討する必要がある。

(B) 外国の放送波等による混信を受ける場合は、周波数帯を変更することが望ましいが、電波監理上に問題があるため、充分な監理庁との協議が必要である。

回線の安定化を図るために直接波の受信電界が標準状態において十分に確保(20dB μ V以上)されるように機器の諸元を選定する必要があるが、このような充分回線マージンがある場合には外国波の混信を受けても抑圧し、問題とならない場合も多い。

(c) 機器のMTBF(平均故障時間)と過去の実績から推定すると約10年程度となる。よって、機器更新の目度を10年として計画する^{が望ましい}。